

令和3年8月27日

資料2

第2回 歯科口腔保健の推進に係る
歯周病対策ワーキンググループ

歯周病罹患状況及び自治体等における対策の 状況を踏まえた今後の歯周病予防対策について

1. 第1回歯科口腔保健の推進に係る歯周病対策 ワーキンググループにおける主なご意見

【歯周病罹患状況及び自治体等における対策の状況を踏まえた今後の歯周病予防対策について】

- 健診の対象となっていない若い方や働き盛り層の歯や口腔の健康をどのように進めるかが大事である。そのため、かかりつけ歯科医についてどう考えるのか。
- 県は、市町を指導したりデータをとりまとめる立場にあるが、乳幼児では、市町別のデータ等がそろっており、比較可能なため母子保健は取り組みやすいが、成人では市町によってデータが少なく、またデータの取り方が違っており、比較ができない。
- 10歳刻みの歯周疾患検診というのは、もう少し何とかすべきである。
- 健康日本21でもがん検診とか特定健診の受診率自体が目標になっているので、歯科でも基本的に受診率も考えていったらどうか。
- 市町村の保健師の業務が増えており、歯科保健に優先的に取り組めていない。そういった状況の中で、特に成年期、若年層に対してのアプローチが制度になく、1つの自治体が単独ではできないこともあるため、方向性を検討することが必要。
- 若年者の歯科健診は、大学や企業との連携が必要ではないか。
- 幼児の健診というのはどの自治体でも義務化されているのでそこでの啓発を強化するとよいのではないか。
- 糖尿病等の重症化予防に、歯周病予防が非常に関連しているということもあり、それぞれの地域の中で、歯科の先生方と内科の先生方の医科歯科連携を進めていく必要があるのではないか。
- できる限り余り時間を取られずに、余り参加者の負担を掛けずに、なおかつ、センシティブティのある健診をするというのが、事業所では大事である。
- 企業のトップが歯科保健に関心があると産業医が動くことができる。また、産業医に対しても歯科口腔保健に関する研修を行えばよいのではないか。
- 企業では質問票や唾液検査のような簡便な方法で歯周病の評価を行うことが必要ではないか。

【次期基本的事項の策定に向けた検討について】

- 20歳代での歯肉炎、40歳代での歯周炎といった指標があげられているが、アウトプット指標も必要ではないか。
- アウトプットとして、定期的な歯科受診や歯間清掃用具の使用などが考えられるのではないか。
- 喫煙が歯周病を悪くしている人の割合など、知識に関することも指標として考えられるのではないか。
- 定期健診といっても、人によって意味の取り方が異なるので、歯周病に対する指標であれば歯周病の予防のための健診であることがわかるようにしたほうがよいのではないか。
- 糖尿病など内科から歯科の紹介を受けた歯科医の数を増やす、など医科歯科連携に関する指標があってもよいのではないか。
- 健康日本21でがん検診や特定健診の受診率を目標にしているように、歯科健診の受診率を目標にすることも考えられるのではないか。
- 健診の受診だけでなく、健診後の歯科保健指導やセルフケアもとても大事であるので、セルフケアの指導の状況なども指標として考えられるのではないか。

【国民等に対する歯周病に関する情報の発信等について】

- 市町村では少ない職員で効果のある保健指導や啓発などが求められているため、なるべく他の職種と連携しながら一緒に考え、地域の関係団体等を巻き込みながら、共に地域の方々へ発信する必要がある。
- 若い方に対する教育、歯周疾患に対する教育が足りないのではないか。
- どのようなタイミングで動機付けをすると有効なのかということを考えていく必要がある。卒業するタイミング、大学に入るタイミング、そういったタイミングというのを上手にいかせるとよい。

2. 本日の論点

○ 歯周病罹患状況及び自治体等における対策の状況を踏まえた今後の歯周病予防対策について

- ・歯周病の特性や歯周病罹患の現状を踏まえ、歯科健診(検診)や歯科保健指導の機会を増やすことについて、どのように考えるか。
- ・歯科健診(検診)のデータを用いた地域分析、地域間比較等が可能となるよう、歯科健診(検診)の質問項目や口腔内診査項目等の標準化や効果的な実施方法の周知(マニュアル策定等を含む。)について、どのように考えるか。
- ・歯科健診(検診)への受診率向上や要精密検査者の歯科医療機関への受診を促進するための具体的な取組をモデル的に提示し、自治体等への定着を図ることについて、国、都道府県、市町村の役割も踏まえ、どのように考えるか。
- ・ライフステージに応じた歯周病予防、地域・職域における歯周病予防を推進するため、それぞれの特性を踏まえた具体的な取組が自治体等に定着するための方策について、国、都道府県、市町村の役割も踏まえ、どのように考えるか。

○ 次期基本的事項の策定に向けた検討について

- ・現行の基本的事項に示されている歯周病に係る指標、目標以外に新たに設定する指標等について、どのように考えるか。例えば、現行の歯周病に係る指標は、「40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少」等のアウトカム指標が設定されているが、アウトプット指標を設定する必要はないか。また、設定する場合には、どのような指標が適切と考えられるか。
- ・歯周病の健康格差の要因について、どのように考えるか。また、歯周病の健康格差に係る指標を新たに設定する場合には、どのような指標が考えられるか。

○ 国民等に対する歯周病に関する情報の発信等について

- ・口腔の健康と全身の健康の関係等歯周病に係る情報について、国民等に対して、より分かりやすく情報発信を積極的に行っていくためには、どのような具体的な方法が考えられるか。
- ・自治体における歯周病対策の状況やその成果等を自治体や関係機関で共有し、各自治体の今後の取組の参考とするための情報収集及び提供について、自治体の負担も考慮し、どのような方法が考えられるか。

○ その他

上記以外に、追加すべき歯周病対策に係る検討項目として、どのようなものが考えられるか。

3. 歯周病等の歯科健診(検診)の現状

年に1回以上の定期歯科健診の受診

- 年に1回以上の定期歯科健診の受診の有無では、全体は46.8%であった。
(参考:平成28年度の国民健康・栄養調査で「過去1年間に歯科検診を受けた者」は52.9%)
- 年代別にみると、75歳以上では67.8%である一方、20歳代が最も低く、29.2%であった。

年に1回以上の定期歯科健診の受診



※令和元年度歯科健康診査推進事業で実施した歯科健診の受診者(5,331名)に対してアンケート調査を実施。
(自治体を実施する地域でのイベント等で健診受診者:1,500名、事業所健診受診者:3,831名。)

就労者の口腔保健行動

- 第3次産業の就労者のみを対象とした口腔保健行動に関する調査を行った研究では、定期歯科検診受診の有無について、「検診有群」が28.3%、「検診無群」が71.2%と、国民健康・栄養調査よりも低い結果となっている。
- 「検診無群」で、定期歯科検診を受診しない理由は「時間がない」が最も多く、次が「必要性が不明」であった。
- 「検診有群」は、「むし歯のない人」「正しいブラッシング方法を知っている」「補助器具(歯間ブラシ、デンタルフロス)の使用」が有意に多かった。

■ 調査方法

大阪府堺市西区に所在する第3次産業(中小企業や個人商店)で就労する者647名にアンケート調査を実施、378名から回収。

【対象者の年齢構成】

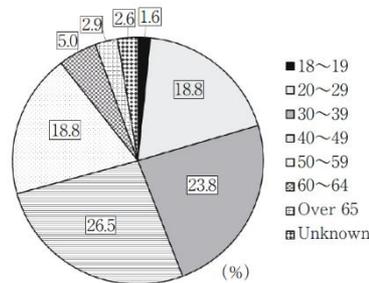


Fig. 3 Age ratio

【対象者の業種の割合】

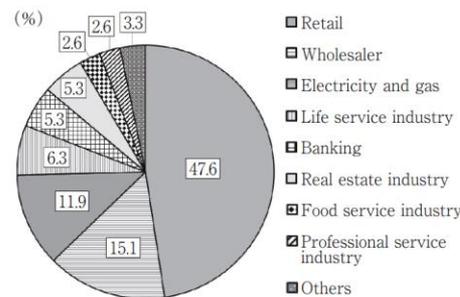


Fig. 4 Industry type ratio

■ 結果: 定期歯科検診の受診状況

- ・検診有群: 107名 (28.3%、男性: 47名、女性: 59名、性別未記入1名)
- ・検診無群: 269名 (71.2%、男性: 169名、女性: 99名、性別未記入: 1名)

■ 結果: 定期歯科検診を受診しない理由

Table 1 The reason not to receive regular dental examination in the non-dental examination group

	Total (n=268)	Male (n=169)	Female (n=99)
No time	155 (57.8%)	101 (54.8%)	54 (20.1%)
No necessity	40 (14.9%)	25 (9.3%)	15 (5.6%)
High cost	39 (14.6%)	22 (8.2%)	17 (6.3%)
No family doctor	17 (6.3%)	7 (2.6%)	10 (3.7%)
Others	29 (10.8%)	11 (4.1%)	18 (6.7%)

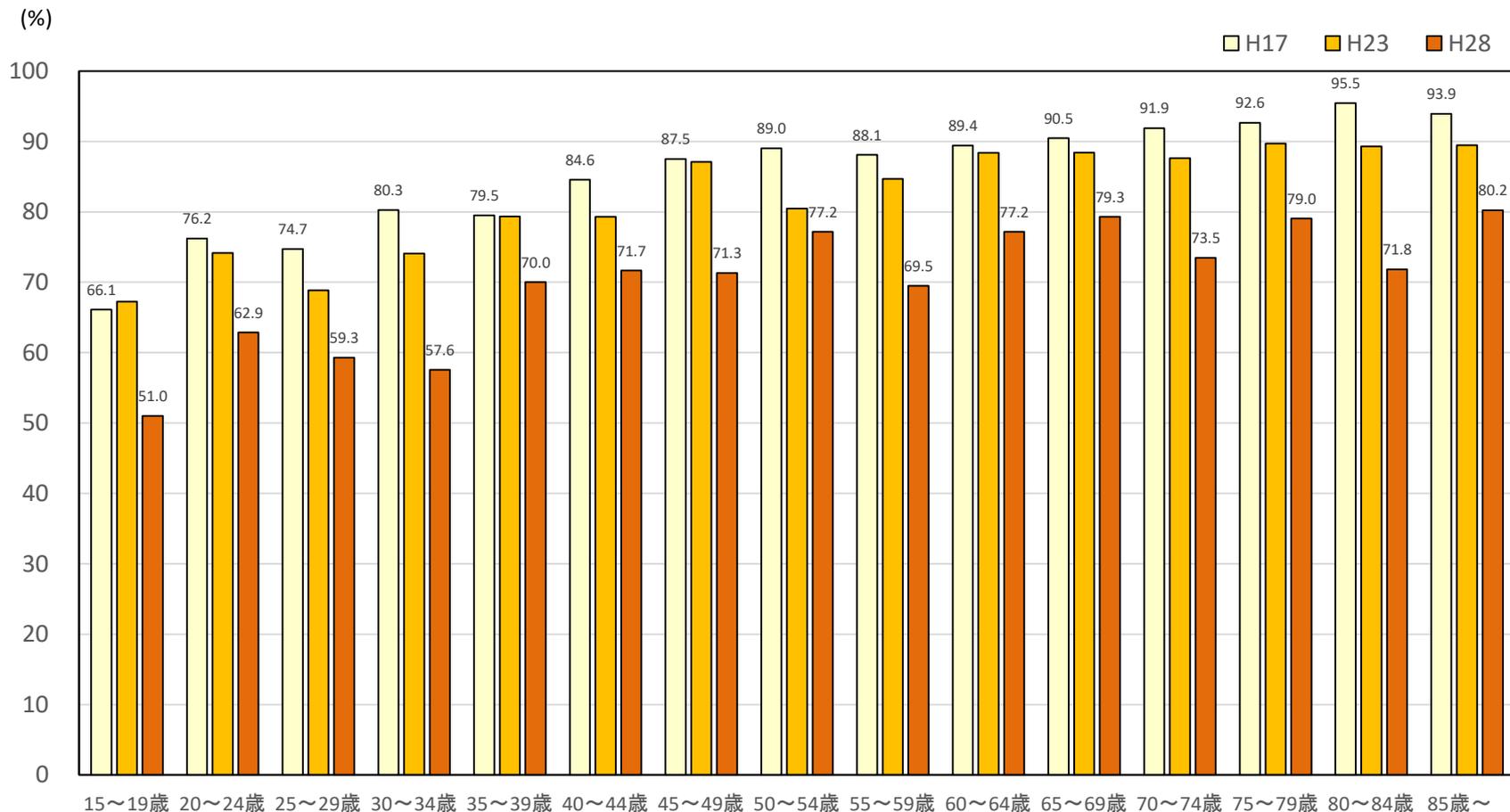
■ 結果: 「検診有群」と「検診無群」の口腔保健行動の比較

Table 2 The comparison of the oral health behavior in the both groups

	Dental examination group (n=106)	Non-dental examination group (n=268)	p-value
No caries	73 (68.9%)	126 (46.6%)	<0.001 ^{a)}
Brushing knowledge (+)	77 (72.6%)	104 (38.8%)	<0.001 ^{a)}
The brushing number of time/day			0.121 ^{b)}
0	2 (1.9%)	5 (1.9%)	
1	10 (9.4%)	37 (13.8%)	
2	50 (47.2%)	140 (52.2%)	
3	42 (39.6%)	73 (27.2%)	
4	2 (1.9%)	13 (4.9%)	
Brushing time/one time			0.091 ^{b)}
1 mim	9 (8.5%)	33 (12.3%)	
2 mim	29 (27.4%)	64 (23.9%)	
3 mim	31 (29.2%)	110 (41.0%)	
4 mim	6 (5.7%)	18 (6.7%)	
5 mim or more	29 (27.4%)	38 (14.6%)	
Supporting tool (+)			
Interdental brush	41 (38.7%)	41 (15.3%)	<0.001 ^{a)}
Dental floss	36 (34.0%)	40 (14.9%)	<0.001 ^{a)}

a) χ^2 test b) Mann-Whitney U test

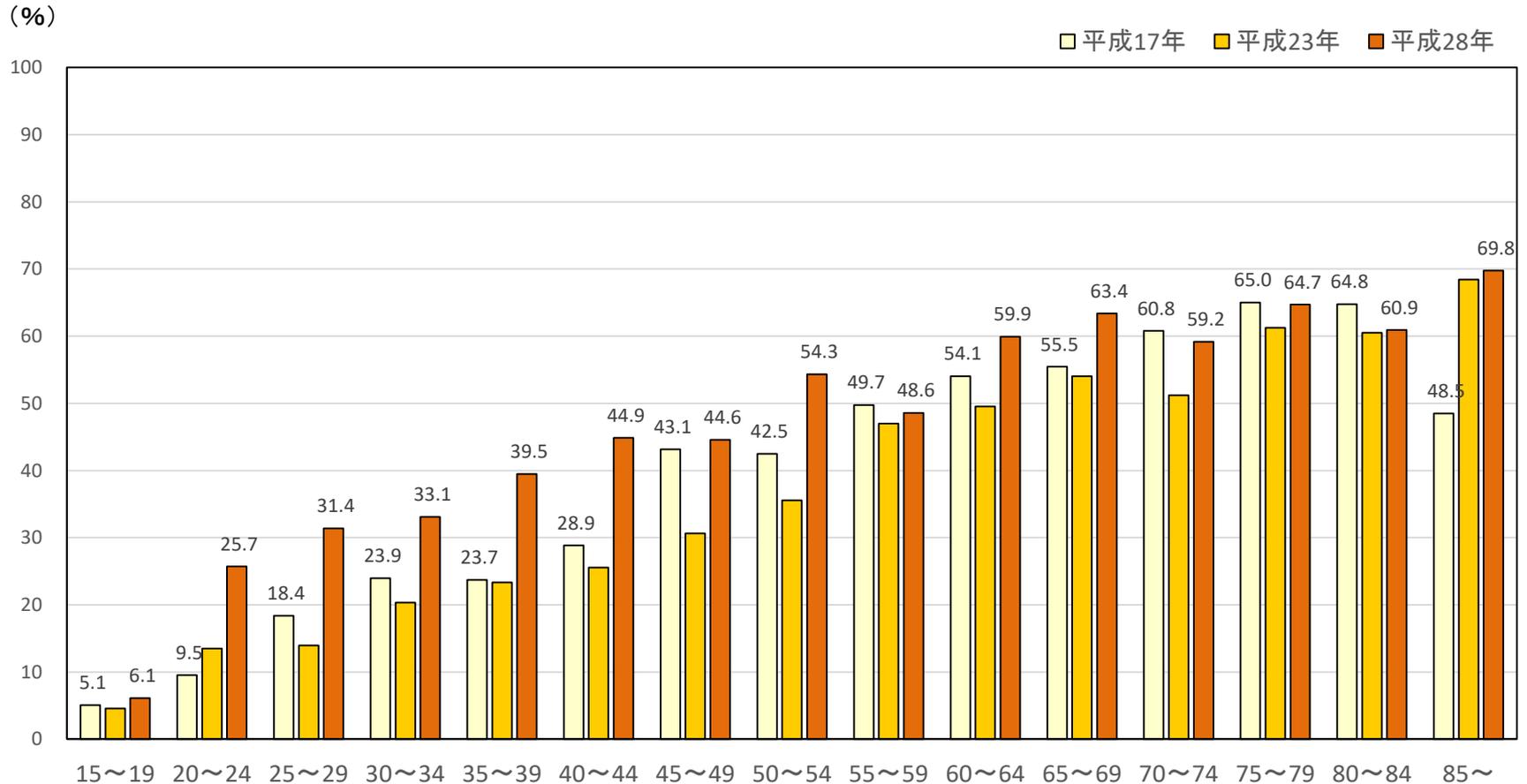
○ 歯肉に所見を有する者の割合（対象歯のない者を含めない場合）をみると、各年代とも減少傾向にあり、平成28年の調査では、20歳代、30歳代前半では6割程度、30歳代後半以降は、7割以上の者が歯肉に所見を有している。



進行した歯周病を有する者（4 mm以上の歯周ポケットを有する者）の割合

（※対象歯がない者を含めない場合）

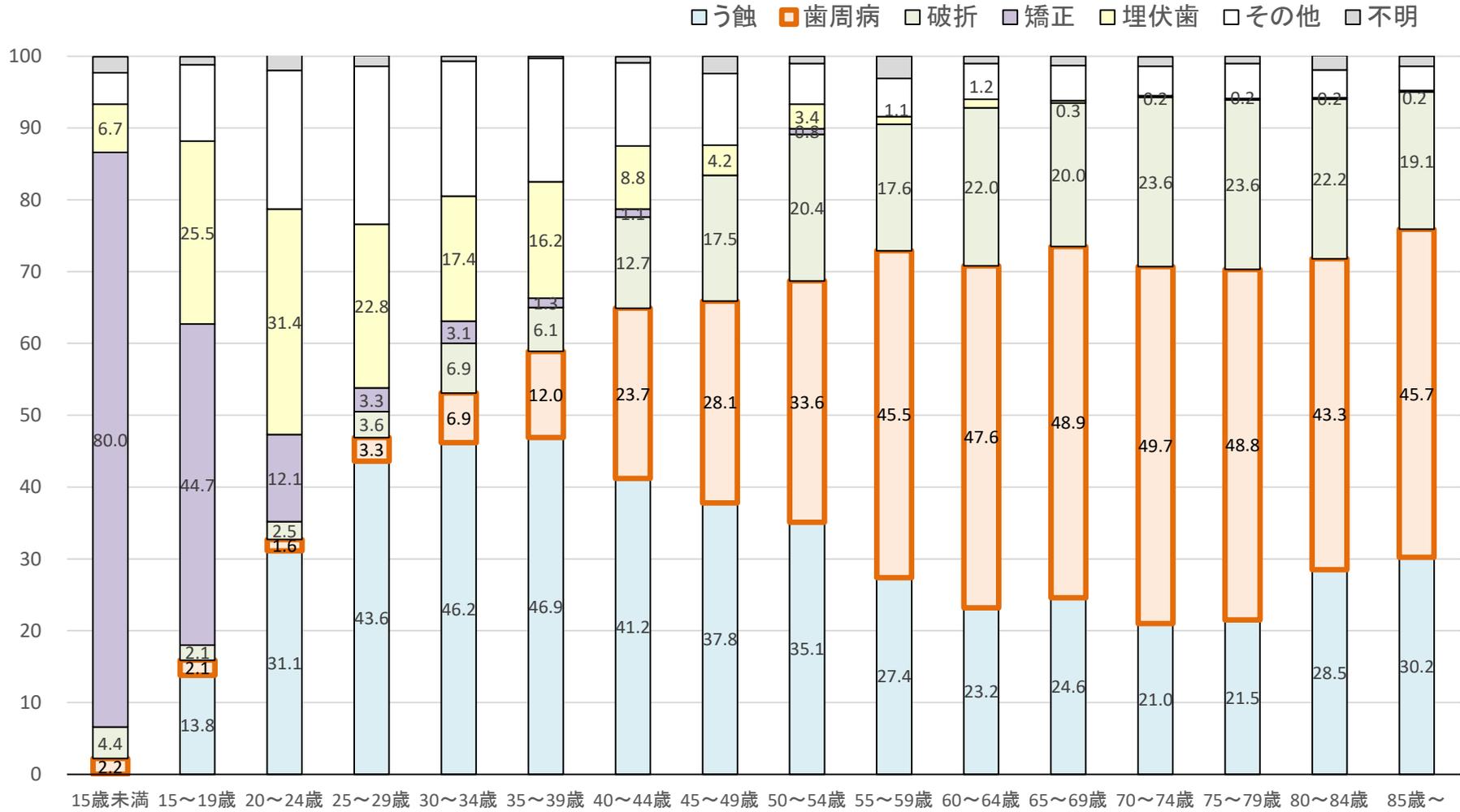
- 進行した歯周病を有する者の割合（対象歯のない者を含めない場合）をみると、平成17年、平成23年にかけて減少傾向にあったが、平成28年調査では、いずれの年齢階級においても増加している。



* 対象歯： $\frac{76}{76} \frac{1}{1} \frac{67}{67}$

歯を抜くに至った主な原因

- 歯周病が原因で歯を抜くに至ったケースは、15歳未満からみられ、25～29歳で約3%、35～39歳では約12%、40～44歳では約24%みられる。
- 50～54歳までは、う蝕が原因で抜歯に至ったケースの割合が歯周病より多い。
- 55歳以降の各年齢層においては、歯周病が原因で歯を抜くに至ったケースが多くを占めている。



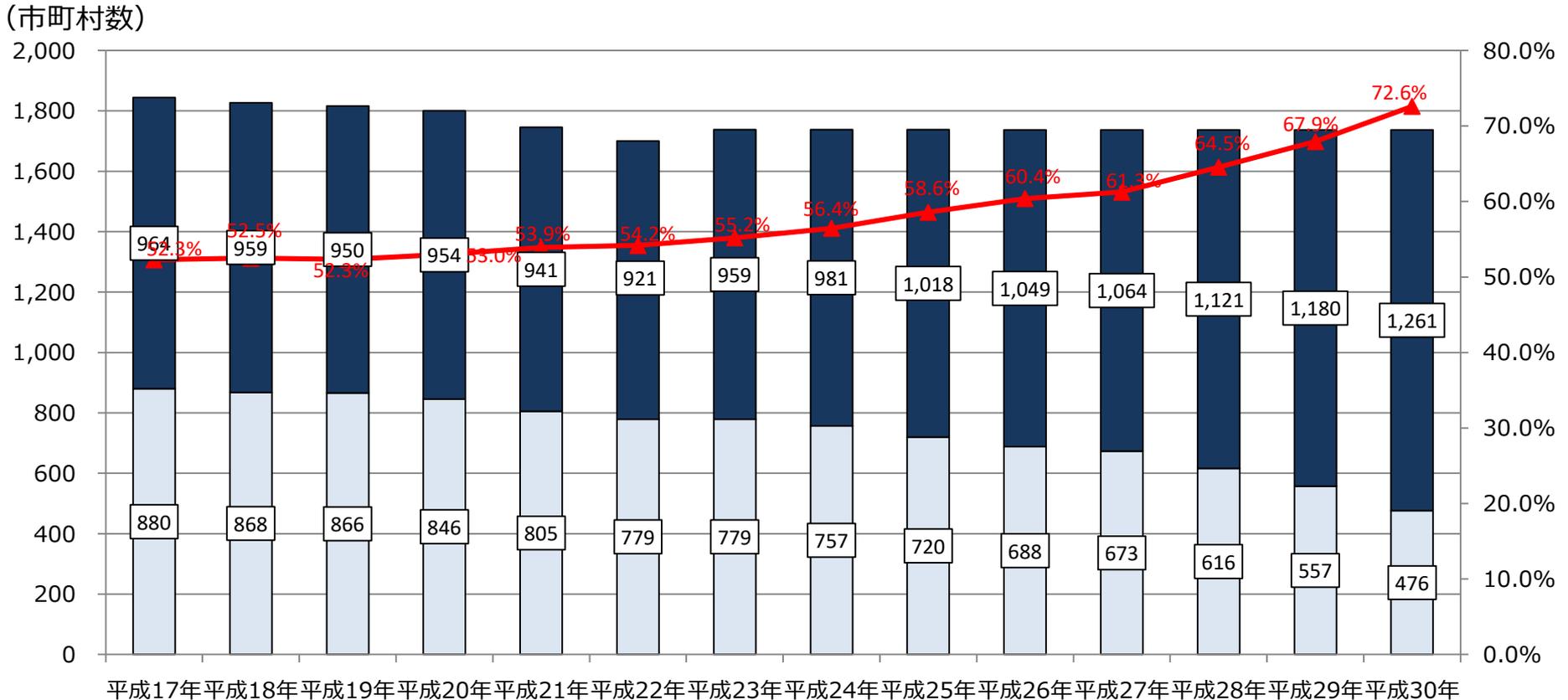
現行の歯科健診（検診）の体制

	健診(検診)	根拠法	実施主体	対象年齢(対象者)	
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月、 3歳	義務
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎年実施	義務 (大学を除く)
5 74 歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳 ● 「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施	
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	義務
	その他の歯科健診				
(参考)国保・被用者保険が行う特定健診は義務(高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法)					
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療制度事業補助金の補助メニュー ● 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」(平成30年10月策定)を参考に実施 	

歯周疾患検診の実施状況

【歯周疾患検診を実施している市町村数と割合】

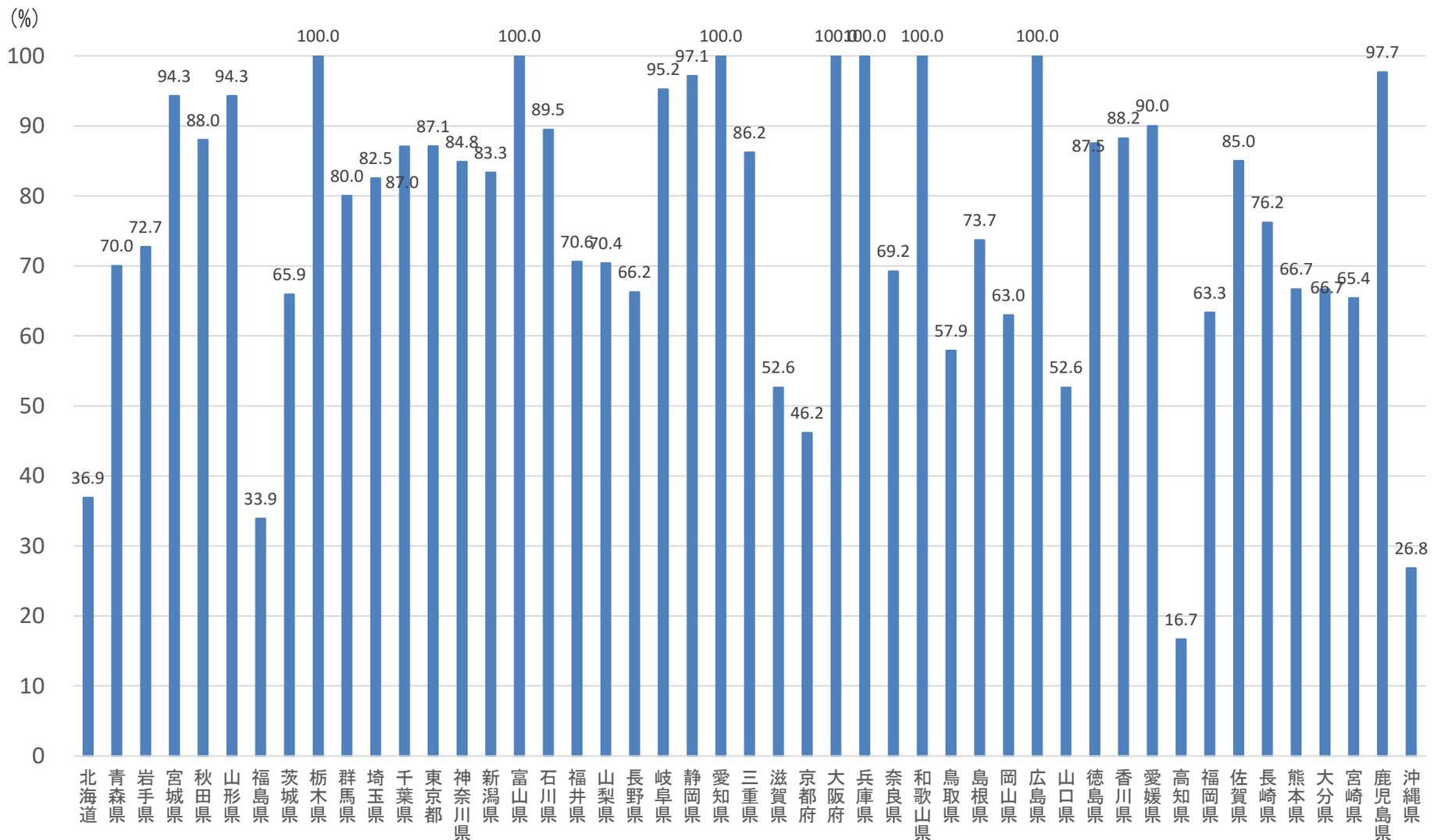
■ 実施市町村数 □ 未実施市町村数 ▲ 実施市町村率



出典：地域保健・老人保健事業報告（平成17年～平成19年）
地域保健・健康増進事業報告（平成20年～平成30年）

都道府県別 歯周疾患検診の実施状況

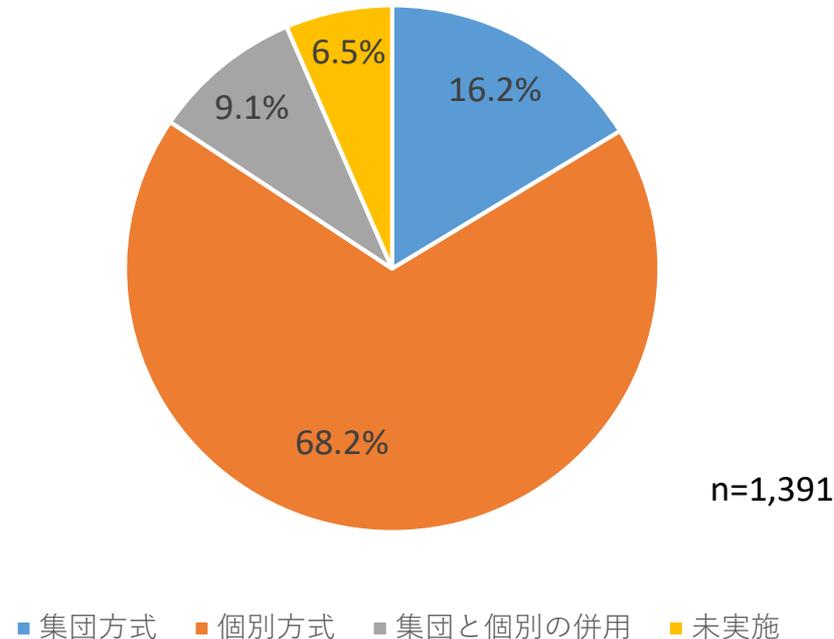
【歯周疾患検診を実施している市町村の割合】



自治体における歯周病検診の実施方法

- 自治体における歯周病検診（歯周疾患検診以外の健診（検診）も含む。）の実施方法は、個別方式が68.1%で最も多い。

【歯周病検診の実施方法】

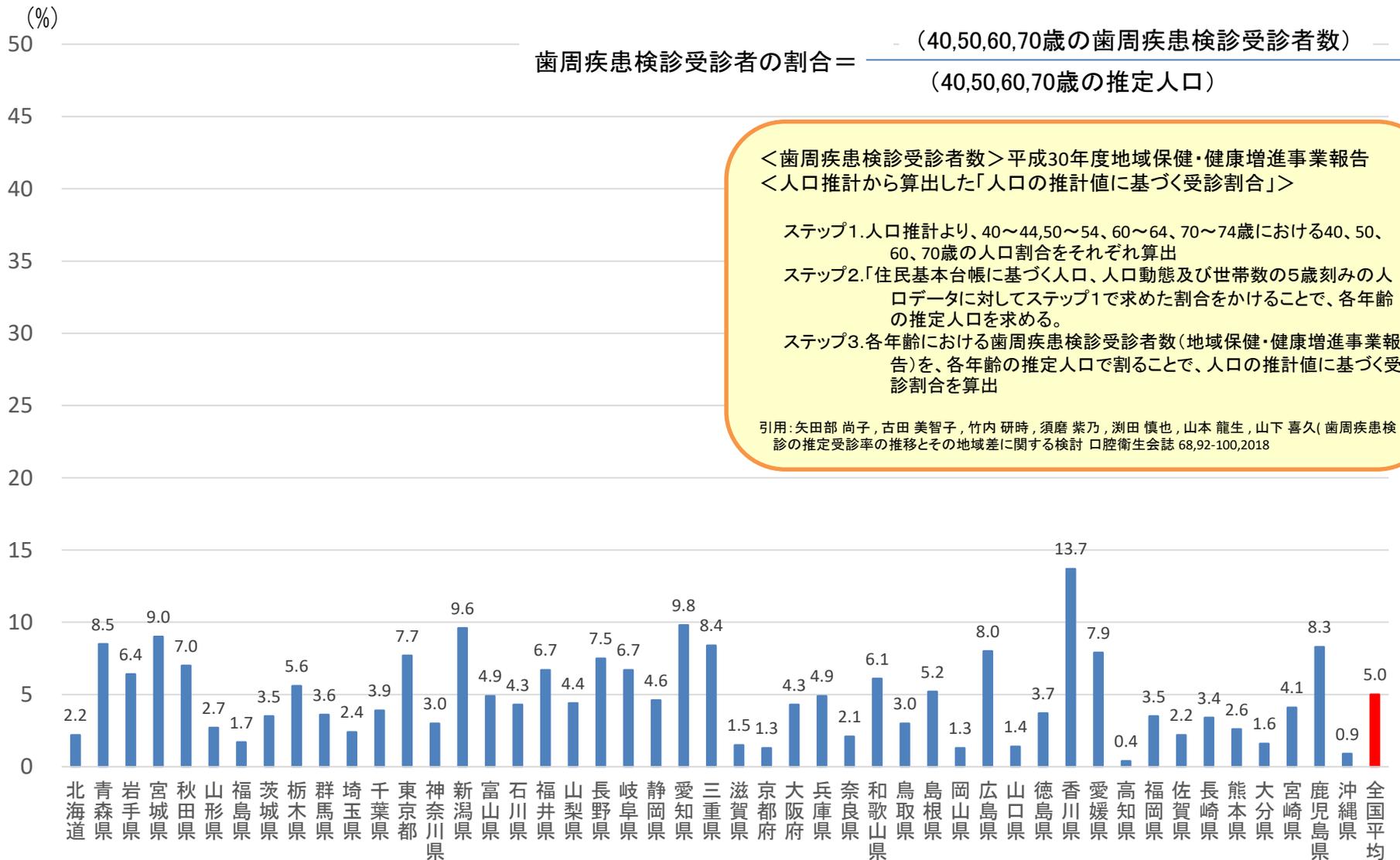


※都道府県経由で市町村に対して、歯周病検診（健診）の実施状況に関するアンケート調査を実施。

歯周病検診（健診）の実施には健康増進法に基づく歯周疾患検診以外で歯周病検診（健診）を行っている場合も含む。

都道府県別 歯周疾患検診の受診状況

【平成30年度歯周疾患検診受診者の割合(受診率)】



(出典:令2年度歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業)

都道府県別 歯周疾患検診の受診状況（40歳）

【平成30年度歯周疾患検診受診者の割合（40歳受診率）】



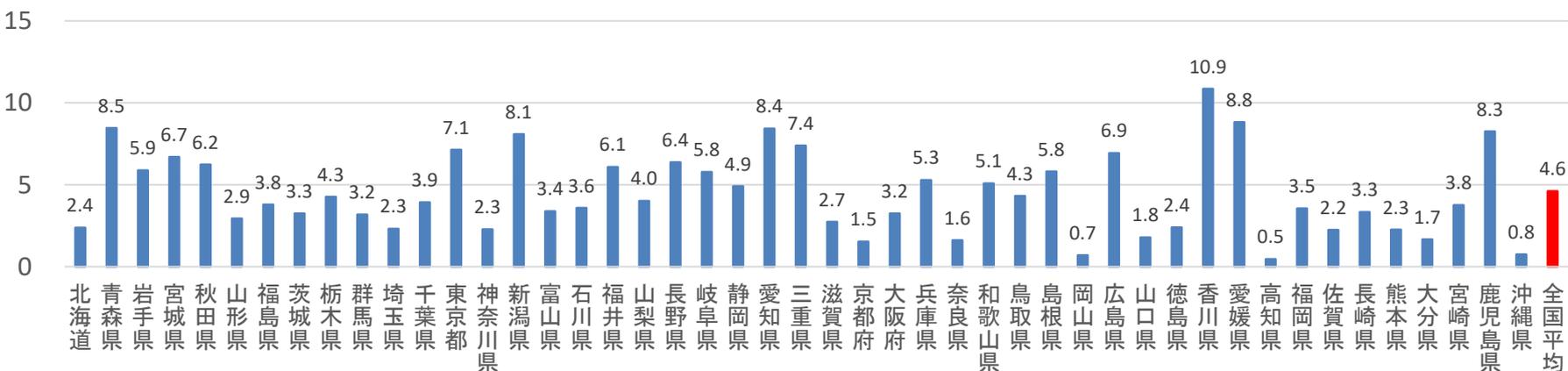
＜歯周疾患検診受診者数＞平成30年度地域保健・健康増進事業報告
 ＜人口推計から算出した「人口の推計値に基づく受診割合」＞

ステップ1.人口推計より、40～44,50～54、60～64、70～74歳における40、50、60、70歳の人口割合をそれぞれ算出

ステップ2.「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数の5歳刻みの人口データに対してステップ1で求めた割合をかけることで、各年齢の推定人口を求める。

ステップ3.各年齢における歯周疾患検診受診者数(地域保健・健康増進事業報告)を、各年齢の推定人口で割ることで、人口の推計値に基づく受診割合を算出

引用:矢田部 尚子,古田 美智子,竹内 研時,須磨 紫乃,淵田 慎也,山本 龍生,山下 喜久(歯周疾患検診の推定受診率の推移とその地域差に関する検討 口腔衛生会誌 68,92-100,2018)



都道府県別 歯周疾患検診の受診状況（50歳）

【平成30年度歯周疾患検診受診者の割合（50歳受診率）】

(%)

$$\text{歯周疾患検診受診者の割合} = \frac{\text{（50歳の歯周疾患検診受診者数）}}{\text{（50歳の推定人口）}}$$

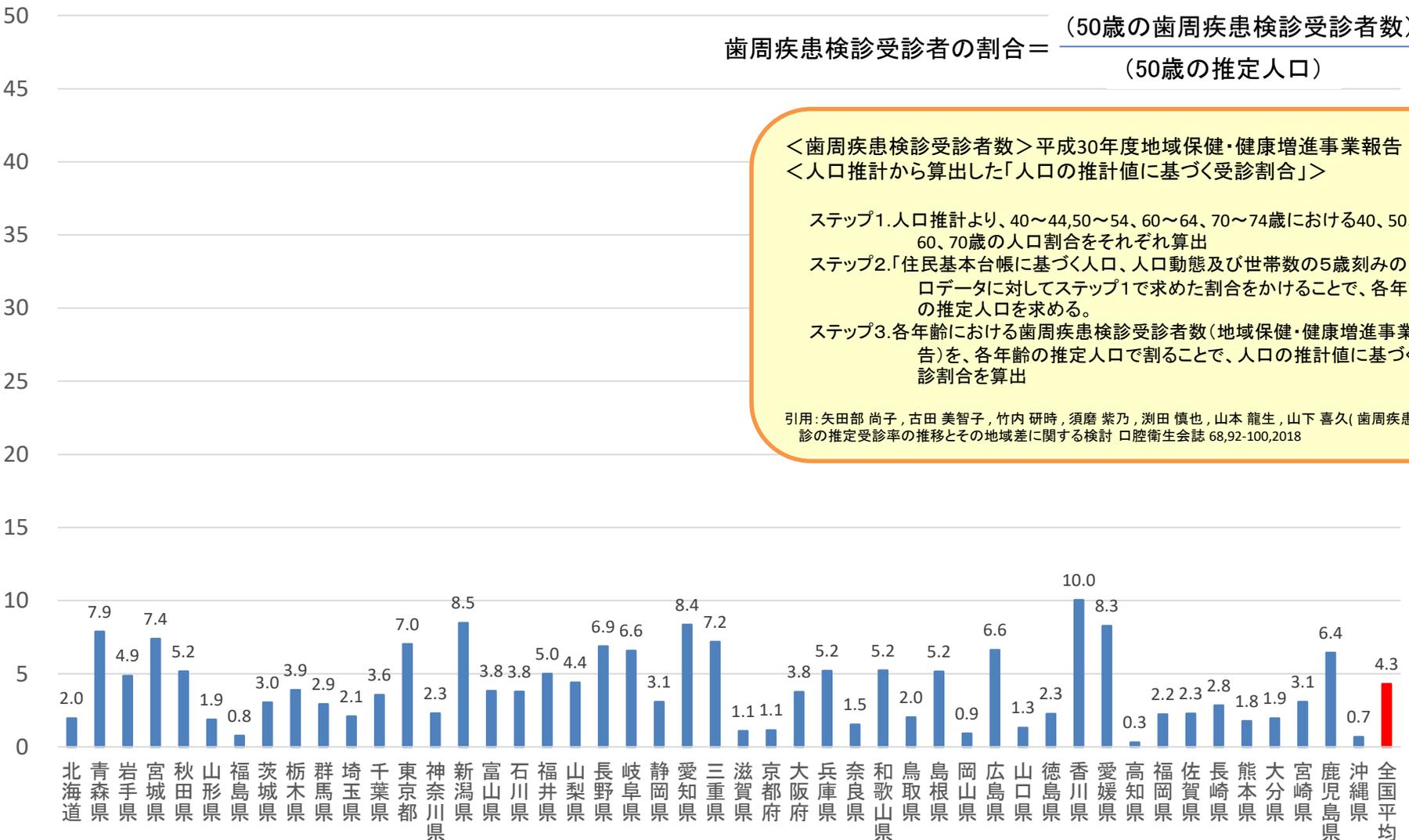
＜歯周疾患検診受診者数＞平成30年度地域保健・健康増進事業報告
 ＜人口推計から算出した「人口の推計値に基づく受診割合」＞

ステップ1.人口推計より、40～44,50～54、60～64、70～74歳における40、50、60、70歳の人口割合をそれぞれ算出

ステップ2.「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数の5歳刻みの人口データに対してステップ1で求めた割合をかけることで、各年齢の推定人口を求める。

ステップ3.各年齢における歯周疾患検診受診者数（地域保健・健康増進事業報告）を、各年齢の推定人口で割ることで、人口の推計値に基づく受診割合を算出

引用：矢田部 尚子，古田 美智子，竹内 研時，須磨 紫乃，淵田 慎也，山本 龍生，山下 喜久(歯周疾患検診の推定受診率の推移とその地域差に関する検討 口腔衛生会誌 68,92-100,2018)



都道府県別 歯周疾患検診の受診状況（60歳）

【平成30年度歯周疾患検診受診者の割合（60歳受診率）】

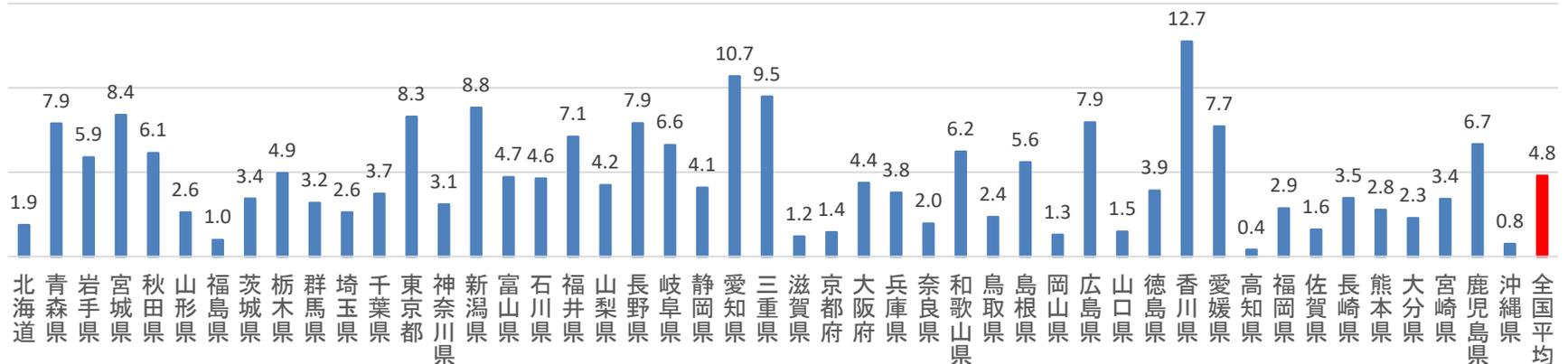
(%)

$$\text{歯周疾患検診受診者の割合} = \frac{\text{（60歳の歯周疾患検診受診者数）}}{\text{（60歳の推定人口）}}$$

＜歯周疾患検診受診者数＞平成30年度地域保健・健康増進事業報告
 ＜人口推計から算出した「人口の推計値に基づく受診割合」＞

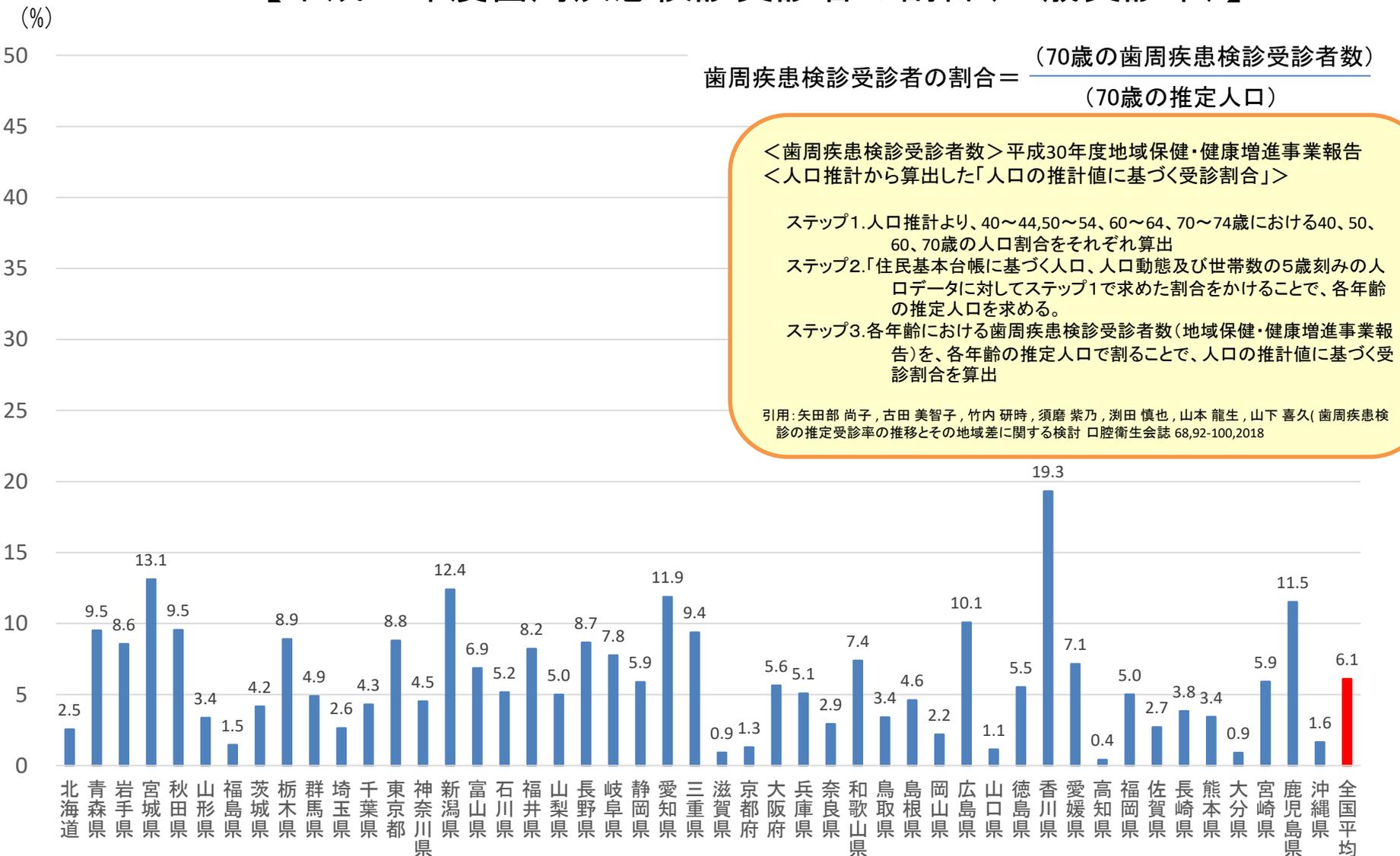
- ステップ1.人口推計より、40～44,50～54、60～64、70～74歳における40、50、60、70歳の人口割合をそれぞれ算出
- ステップ2.「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数の5歳刻みの人口データに対してステップ1で求めた割合をかけることで、各年齢の推定人口を求める。
- ステップ3.各年齢における歯周疾患検診受診者数（地域保健・健康増進事業報告）を、各年齢の推定人口で割ることで、人口の推計値に基づく受診割合を算出

引用：矢田部 尚子，古田 美智子，竹内 研時，須磨 紫乃，淵田 慎也，山本 龍生，山下 喜久(歯周疾患検診の推定受診率の推移とその地域差に関する検討 口腔衛生会誌 68,92-100,2018)

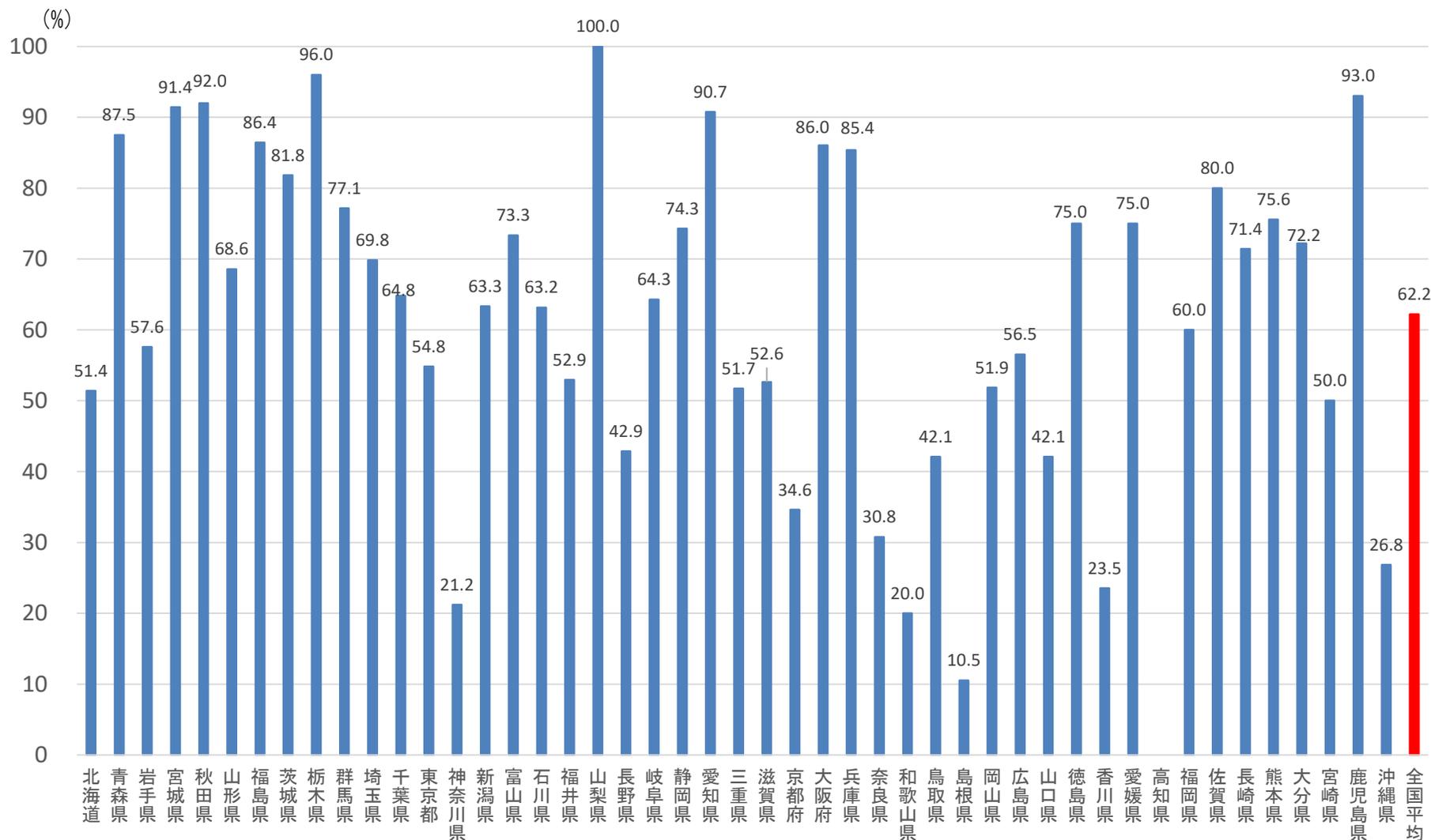


都道府県別 歯周疾患検診の受診状況（70歳）

【平成30年度歯周疾患検診受診者の割合（70歳受診率）】



【骨粗鬆症検診を実施している市町村の割合】

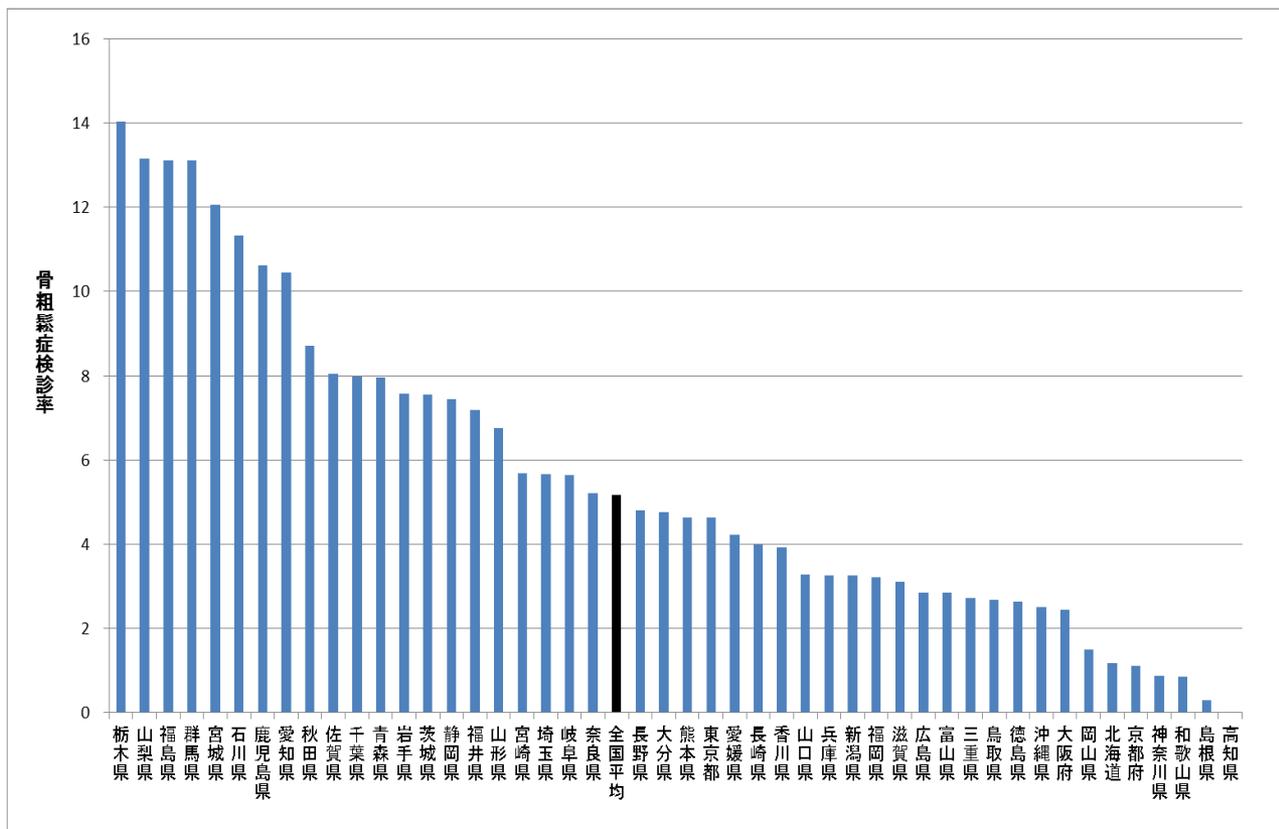


* 高知県では骨粗鬆症健診者数の報告なし。

出典:平成30年度地域保健・健康増進事業報告(健康増進編)

- 2015年の骨粗鬆症検診の受診率は全国平均で5.0%で、最も高い栃木県で14.0%、最も低い島根県で0.3%であった。

【各都道府県の骨粗鬆症検診率】



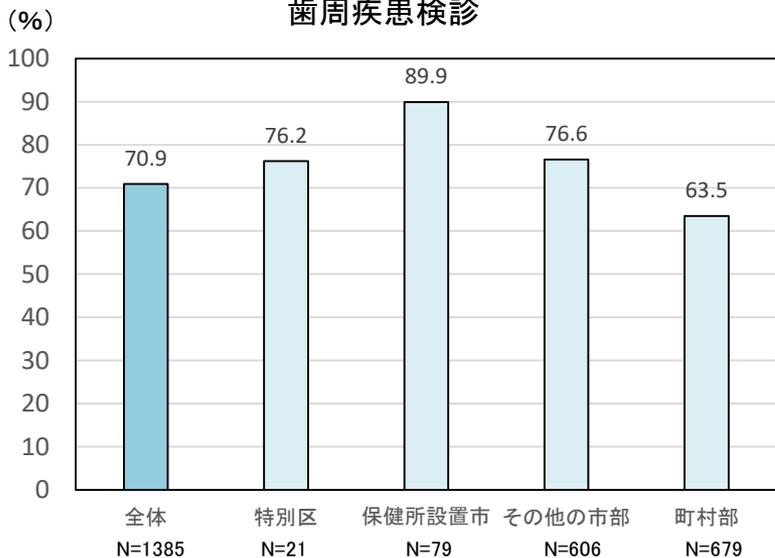
骨粗鬆症検診率 = (40,45,50,55,60,65,70歳の骨粗鬆症検診者数) / (40,45,50,55,60,65,70歳の日本人女性人口)
 全国平均の母数には高知県の人口を含む。
 * 高知県では骨粗鬆症健診者数の報告なし。

現行の歯科健診（検診）の体制

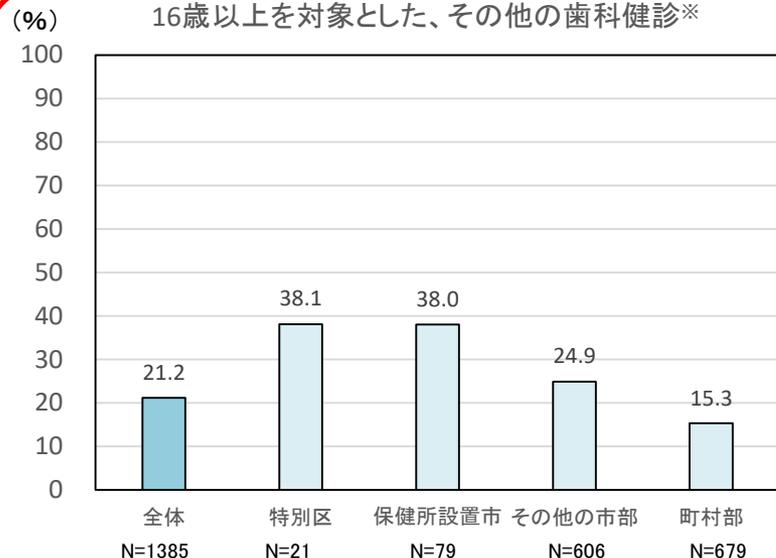
	健診(検診)	根拠法	実施主体	対象年齢(対象者)	
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月、 3歳	義務
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎年実施	義務 (大学を除く)
5 74 歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳	
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者	
	その他の歯科健診				
(参考)国保・被用者保険が行う特定健診は義務(高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法)					
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療制度事業補助金の補助メニュー ● 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」(平成30年10月策定)を参考に実施 	

市町村における歯周病対策の実施状況①

歯周疾患検診

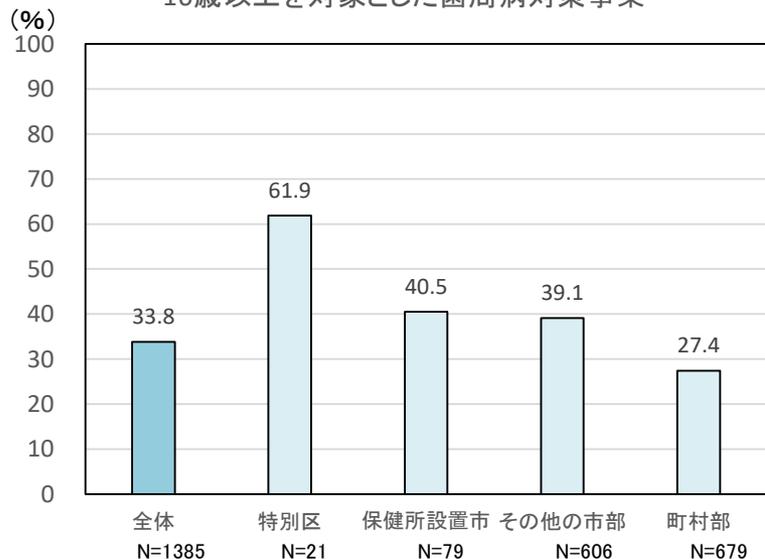


16歳以上を対象とした、その他の歯科健診※



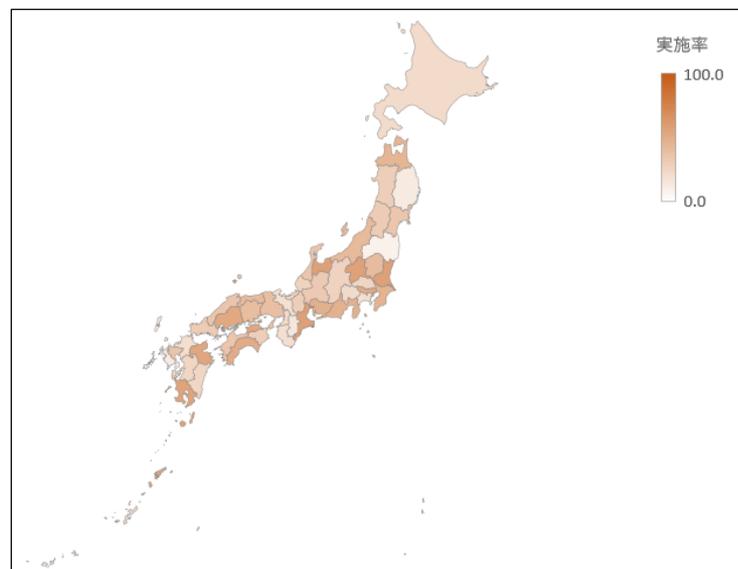
※歯周疾患検診、後期高齢者歯科健診及び学齢期、要介護者、障害児・障害者を対象とした歯科健診を除く

16歳以上を対象とした歯周病対策事業※



※歯周疾患検診、後期高齢者歯科健診及び学齢期、要介護者、障害児・障害者を対象とした歯科健診・普及啓発等を除く

歯周病対策事業(16歳以上を対象としたもの)の都道府県別市町村実施率



(出典: 令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業)

市町村における歯周病対策の実施状況②

【16歳以上を対象とした、その他の歯科健診（歯周疾患検診、後期高齢者歯科健診以外）の例】

- 歯周病検診（対象年齢：20,30,40,45,50,55,60,65,70,75歳）
- 成人歯科健診
- 妊産婦歯科健診
- 口腔がん検診
- 口腔機能健診 等

【16歳以上を対象とした歯周病対策事業の内容】

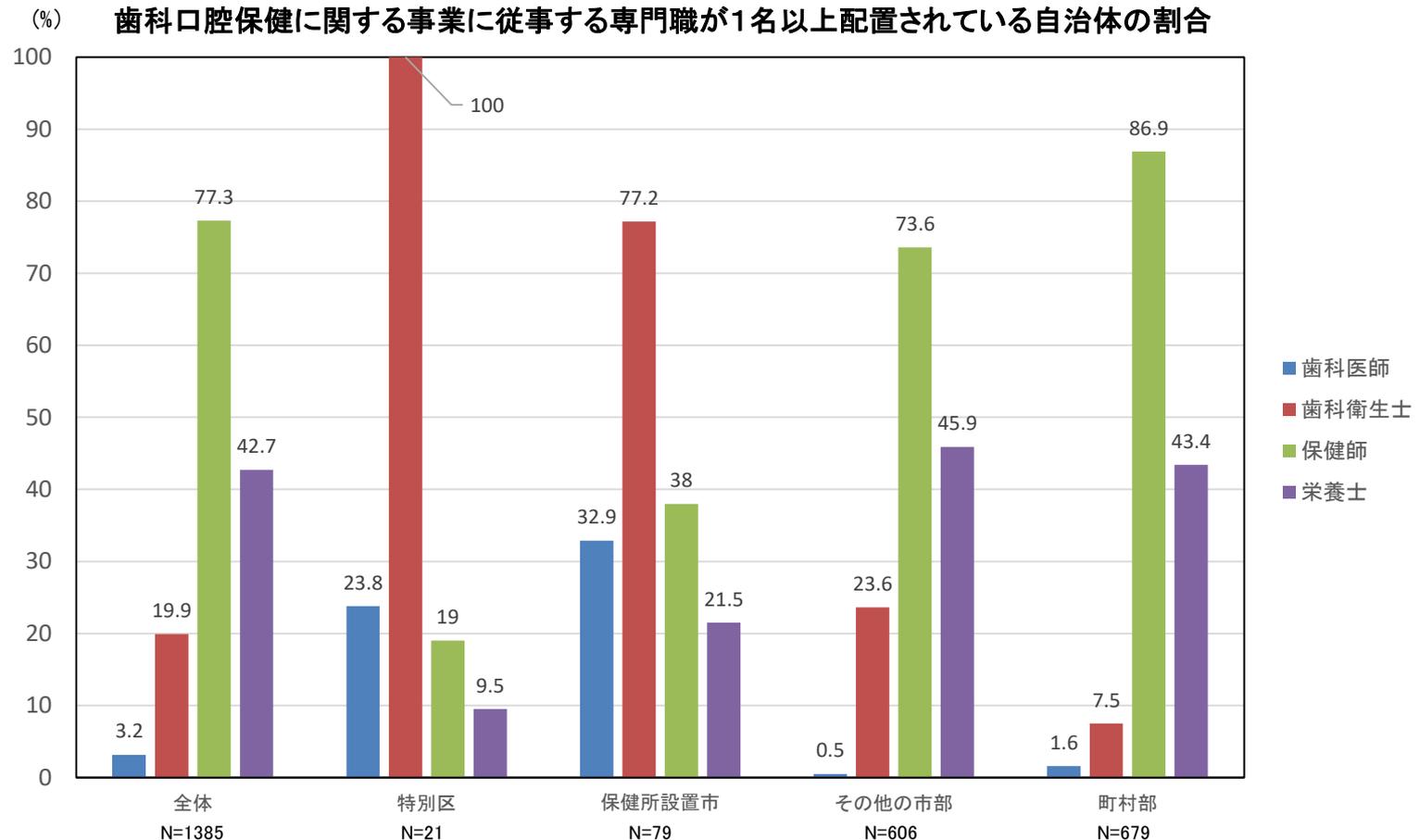
(%)

	市区町村				
	全体	特別区	保健所設置市	その他の市部	町村部
実施市区町村数	(1385)	(21)	(79)	(606)	(679)
歯周病に関する歯科保健指導（個別指導）	19.1	38.1	22.8	23.1	14.4
歯周病に関する歯科保健指導（集団指導）	13.4	38.1	17.7	18.3	7.8
歯科健康診査の受診状況確認のフォローアップ	8.0	14.3	7.6	10.1	6.0
歯周病のセルフチェックシートの普及	5.4	4.8	7.6	7.3	3.5
糖尿病やがん患者等に対する医科歯科連携による受診勧奨等	5.3	9.5	11.4	6.8	3.2
禁煙対策事業と連携した取組	1.9	9.5	3.8	2.5	0.9
その他	3.9	9.5	7.6	4.1	3.1

（出典：令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業）

自治体における歯科口腔保健に関する事業に従事している専門職の状況

- 歯科口腔保健に関する業務に歯科医師(常勤)を配置している割合は、自治体全体で3.2%、保健所設置市では32.9%であった。
- 歯科衛生士(常勤)を配置している割合は自治体全体で19.9%であり、保健所設置市で77.2%である一方その他の市部では23.6%であった。
- 保健師(常勤)は自治体全体で77.3%と、専門職の中で最も多く、保健所設置市以外の市部では73.6%、町村部では86.9%であった。



(出典: 令元年度口腔保健に関する予防強化推進モデル事業)

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の中間評価が行われ、平成30年9月に中間評価報告書が取りまとめられた。同報告書において地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、格差解消に向けた取組の推進が必要である旨が盛り込まれている。
- 基本的事項のうち、「定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健」については、介護保険施設等入所者に対する歯科検診の実施率が19.0%(2022年度目標：50%)、障害者支援施設等における歯科検診実施率が62.9%(2022年度目標：90%)など、目標から大きく乖離している状況にあり、当該事項に係る対策の強化が必要。
- また、健康寿命延伸プラン(令和元年5月29日公表)において、地域・保険者間の格差の解消等により歯科疾患対策の強化を含む疾病予防・重症化予防の取組を推進することが示されており、エビデンスに基づく効果的・効率的なポピュレーションアプローチ等による取組を推進する必要性が指摘されている。

1. 8020運動推進特別事業

100,463千円(100,463千円)

8020運動及び歯科口腔保健の推進のため、歯の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業(都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く)に必要な財政支援を行う。

〔 補助対象：都道府県
補助率：定額 〕

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

2. 都道府県等口腔保健推進事業

629,497千円(604,612千円)

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取り組みに対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

〔 補助率：1/2 〕

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業
- 2) 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療技術者養成事業
- 3) 調査研究事業
 - ・歯科口腔保健調査研究事業
 - ・多職種連携等調査研究事業

〔 1)～3)の補助対象：都道府県、保健所を設置する市、特別区 〕

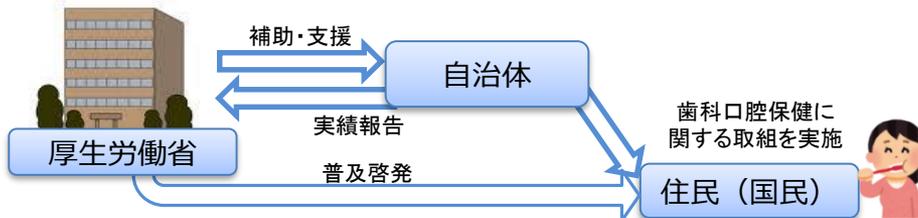
- 4) 口腔保健の推進に資するために必要となる普及・促進事業

① 歯科疾患予防事業

- ② 食育推進等口腔機能維持向上事業
- ③ 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業
- ④ 歯科口腔保健推進体制強化事業

地域間の格差解消のために歯科口腔保健推進体制の強化が特に必要な市町村を対象として、歯科口腔保健の実態分析、推進体制の整備、計画策定等の支援を行う。

※4)の実施にあたり、都道府県においては、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整すること。



3. 歯科口腔保健支援事業

1,021千円(1,326千円)

歯科口腔保健推進室において、口腔と全身に関する知識の普及啓発や対話を通じて、国、地方公共団体、住民(国民)それぞれと相互に連携していく。

＜8020運動・口腔保健推進事業実施要綱(抜粋)＞

都道府県等口腔保健推進事業

第2 口腔保健の推進に資するために必要となる事業

I 歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業

1 目的

この事業は、地域住民の口腔の健康の保持を推進させる観点から、地域住民に対してう蝕予防のためのフッ化物洗口や歯周病予防のための口腔清掃指導、食育の推進等を行い、歯科疾患の予防及び口腔機能の維持向上に関する取組の推進を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村及び特別区とする。なお、都道府県、市町村及び特別区は、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

3 事業内容

(1) 歯科疾患予防事業

この事業の内容は、都道府県、市町村及び特別区が実施する以下のア及びイの事業とする。

ア う蝕予防のためのフッ化物洗口(医薬品)に関する取組を行う。

イ 歯周病予防のための口腔清掃指導、歯科健(検)診や歯科保健指導等、地域における口腔保健の推進に資する歯科疾患予防に関する取組を行う。

(中略)

4 補助条件

(1) 他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

また、市町村(政令市(地域保健法第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。)を除く。)が実施する事業については、当該年度において都道府県等による財政上の支援を受けないこと。

(2) 市町村(政令市を除く。)が上記3(1)の事業を実施する場合にあっては、3(1)のア又はア及びイの事業として実施するものとし、かつ、以下のア及びイの要件を満たす場合に限るものとする。

ア 事業実施の前年度において、都道府県等による導入支援又は市町村による取組等によりフッ化物洗口の実績を有すること。

イ 以下のいずれかの要件を満たし、3(1)のアの事業を実施する体制が整っていること。

① 行政機関に勤務する歯科専門職(歯科医師又は歯科衛生士)が配置され、主に歯科口腔保健業務に従事していること。

② 歯科口腔保健の推進に関する計画等においてフッ化物洗口に係る目標値の設定等を行っていること。

4. 歯周病等の歯科健診のあり方について

歯科保健医療に関する施策の方向性等

「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」(平成30年12月14日公布) (抄)

(附 則)

第二条 政府は、肺塞栓症、感染性心内膜炎、末期腎不全その他の通常の循環器病対策では予防することができない循環器病等に係る研究を推進するとともに、その対策について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるほか、歯科疾患と循環器病の発症との関係に係る研究を推進するものとする。

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定) (抜粋)

全身との関連性を含む口腔の健康の重要性に係るエビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた切れ目のない歯科健診、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防にもつながる歯科医師、歯科衛生士による歯科口腔保健の充実、歯科医療専門職間、医科歯科、介護、障害福祉機関等との連携を推進し、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、飛沫感染等の防止を含め歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。今後、要介護高齢者等の受診困難者の増加を視野に入れた歯科におけるICTの活用を推進する。

「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定) (抜粋)

全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化するため、現在10歳刻みで行われている歯科健診(検診)の機会の拡大等について、歯科健康診査推進等事業などによる検証の結果を踏まえて検討し、2021年度までに歯科健診(検診)の実施方法等の見直しの方向性について結論を得る。あわせて、歯科健診(検診)の受診率向上を図りつつ、健診(検診)結果に基づき必要な受診を促す実効的な取組や、口腔の健康と全身の健康の関連に係るエビデンスを収集・分析するとともに、医科歯科連携を推進する。

歯科健診における歯周病予防の効果について

- 定期的な歯科健診の効果については、「歯周病予防に関する実証事業」において検証を行うこととしている。

歯周病予防に関する実証事業

【実施項目】

歯科健診・歯科保健指導の効果の検証

【実施内容】

本事業において**定期的な“研究歯科健診”を実施する群（介入群）**（これまでに歯科健診を実施していない）、に対して、3年間継続的に歯科健診・歯科保健指導を実施することに対する効果（アウトカム：歯周病の状態、歯科医療機関の受診率、歯科口腔保健に対する意識、口腔清掃の実施方法等）を検証する。

（研究歯科健診：本事業で実施する歯科健診）

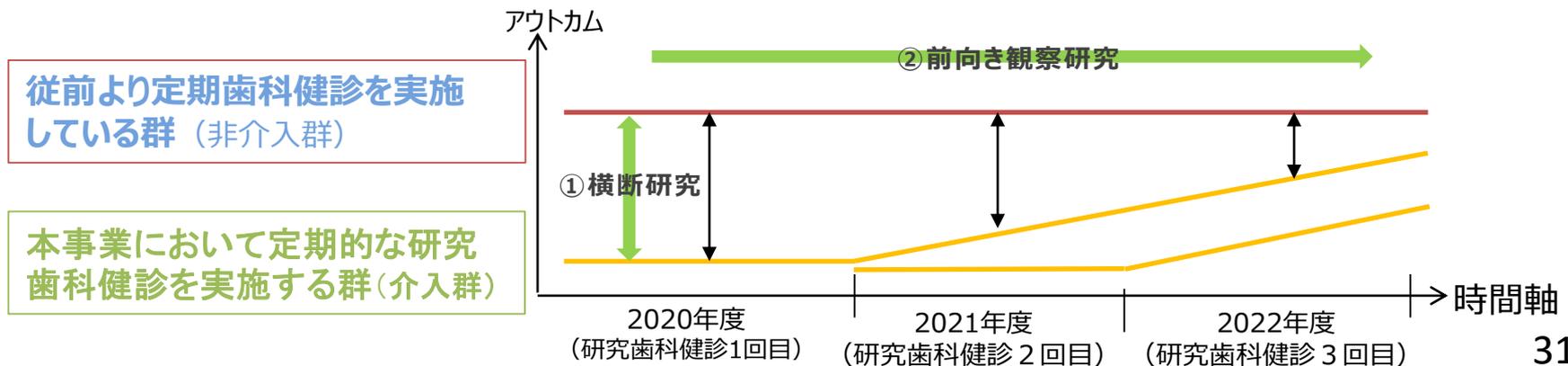
【方法】

介入群と、従来から定期歯科健診を実施している群（非介入群）間で、アウトカムの比較を経年的に行う。

①2020年度の歯科健診データでは定期健診の効果を測定するため、横断研究を実施する。

②2021、2022年度については、仮説を検証するため前向き観察研究を実施する。

検証仮説：定期的な歯科健診を実施することにより、アウトカム（歯周病の状態、歯科医療機関の受診率、歯科口腔保健に対する意識等）が改善する



● **ねらい：歯科健診（検診）後の医療機関への受診率向上や歯周病予防のための保健行動の変容等**

- 近年、口腔の健康と全身の健康の関連性が注目されるなど健康寿命の延伸を図る上で口腔の健康の保持・増進を図ることが重要となっており、特に歯周病については、日本糖尿病学会や日本歯周病学会において糖尿病との関連性が示されているなど、歯周病と全身との関係が指摘されており、歯周病予防の重要性はますます高くなっている。しかしながら、歯周病罹患率が依然として高い状況にある等の指摘がある。
- 「成長戦略実行計画」、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）において、「歯科健診を受診する割合は増加傾向であるが、依然として半分にとどまっている。（中略）歯科健診、がん検診の双方について、受診率を高めることが必要である。」、「保険者や地方公共団体等の予防健康事業における活用につなげるため、データ等を活用した予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するための実証を行う。その際、統計学的な正確性を確保するため、国が実証事業の対象分野・実証手法等の基本的な方向性を定め、その結果を踏まえ、保険者等による適切な予防健康事業の実施を促進する。」、「全身の健康にもつながる歯周病などの歯科疾患対策を強化」が記載されている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）においても、口腔の健康と全身の健康の関係に係るエビデンスの信頼性の向上についての記載がなされている。
- このため、歯周病予防対策を強化する観点から、どのような手法による取組が受診率の向上や歯周病予防のためのセルフケア等の定着等に効果的であるのかについて検証する。

● **実証の手法**

地域又は職域において、先行研究(後ろ向き追跡調査)において効果が示唆された定期的・継続的な歯科健診による口腔の健康状態の維持や、システムティックレビューにより歯周病予防に効果が示唆されたセルフケア(歯間ブラシの使用、禁煙等)等を含めた歯科保健指導の効果の検証を行う。また、先行研究で示唆された歯肉炎等の画像の提示による口腔衛生状態の改善効果等から、歯科保健指導時の口腔内状態の見える化の効果の検証や効果的な歯科健診(健診)受診勧奨の方法の検証等を行う。

【実証項目例】

- ・ 定期的(継続的)な歯科検診(健診)/歯科保健指導の効果の検証
- ・ 効果的な歯科健診(検診)の受診勧奨方法の検証
- ・ 歯科健診(検診)や歯科保健指導時の口腔内状態の見える化(例:唾液検査等の活用、歯周病のリスクや口腔内の状態のスコア化等)の効果 等

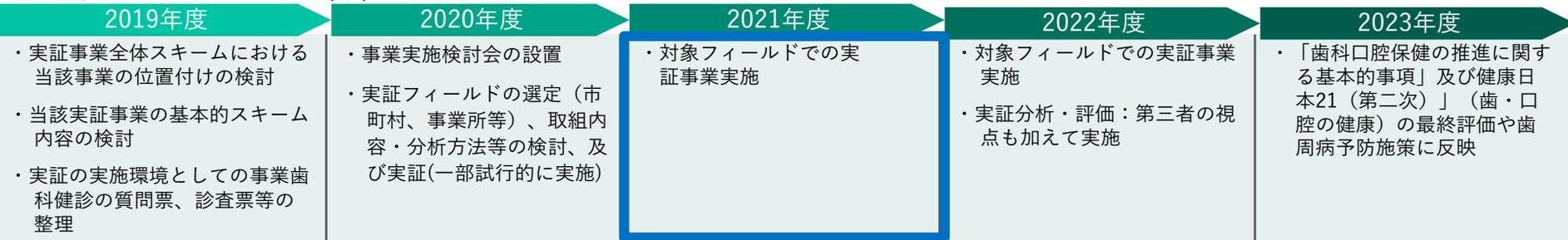
【評価指標】

アウトカム評価(例)：CPI(歯肉出血コード、歯周ポケットコード)、PISA(歯周組織の炎症部位面積)、その他の健康・医療データに係る指標等

アウトプット評価(例)：要精密検査者の検診(健診)後の歯科医療機関に受診者の割合、歯間ブラシ使用者の割合、歯科口腔保健に関する意識 等

【規模感】

- ・ 計5,000名程度(対象フィールド：地方自治体、事業所等、1フィールド当たり対象者数：少なくとも1500名程度)
- ⇒ 実施フィールド(地方自治体、事業所等を想定、※ 歯科医師会等関係団体との協力・連携の下で実施)

● **実証のスケジュール(案)**

現行の歯科健診（検診）の体制

	健診(検診)	根拠法	実施主体	対象年齢(対象者)	
乳幼児	乳幼児歯科健診	母子保健法	市町村	1歳6ヶ月、 3歳	義務
児童・生徒等	学校歯科健診	学校保健安全法	学校 ※学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。	毎年実施	義務 (大学を除く)
5 74 歳	歯周疾患検診	健康増進法	市町村	40、50、60、70歳	● 「歯周病検診マニュアル2015」を参考に実施
	労働安全衛生法に基づく歯科特殊健診	労働安全衛生法	事業者	塩酸・硫酸・硝酸等を 取り扱う労働者	義務
	その他の歯科健診				
(参考)国保・被用者保険が行う特定健診は義務(高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法)					
75歳以上	後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ● 後期高齢者医療制度事業補助金の補助メニュー ● 「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」(平成30年10月策定)を参考に実施 	

「歯周病検診マニュアル2015」の見直しについて

- 「歯周病検診マニュアル2015」については、作成から5年以上経過しているため、見直しを行う。
- 令和3年度歯科健康診査推進事業において見直しに関する課題の検討等を行い、それらに基づき、本ワーキングで議論を行う。

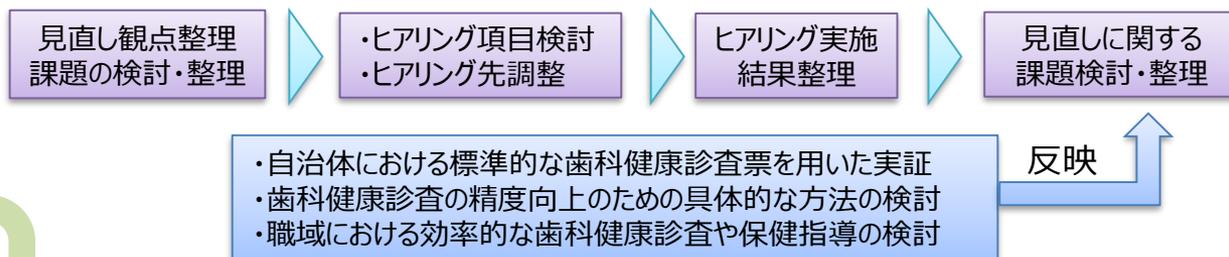
令和3年度歯科健康診査推進事業における検討(案)

- 「歯周病検診マニュアル2015」は、「学術的観点」、「実施自治体の規模・事情」、「読み手を意識した構成（現場での使いやすさ）」の観点で見直しに関する課題の検討および整理等を行う。
- 「読み手を意識した構成（現場での使いやすさ）」の観点では、「いつ・誰が・誰に対して・何を・どのように実施するのか」を分かりやすく記載することで、歯科医師、歯科衛生士、保健師、市町村職員等がそれぞれの立場で行動できる事を意識した見直しの方針とすることを想定している。

【歯周病検診マニュアル2015】目次

- I 緒論**
1. 歯周病検診の意義
 2. 歯周病について
- II 検診の実施方法**
1. 対象者
 2. 実施方法
 3. 検診項目
 - (1) 問診
 - (2) 口腔内検査
 - (3) 検診結果の判定
 4. 結果の通知・説明と結果に基づく指導
 - (1) 説明・指導の場の設定
 - (2) 検査結果の説明
 - (3) 判定に基づく指標
 - (4) 市町村への連絡
 5. 記録の整備等
 - (1) 検診記録の整備目的
 - (2) 結果の分析と評価
- III 関連通知**
- 「参考資料」

【歯周病検診マニュアル2015の見直しに関する流れ】



【課題例と対応方針案】 ※具体的な内容は検討委員会で検討

観点	課題例	対応方針案
学術的観点	学術情報が古い	歯周病学会等の意見を反映
	実施者による結果のばらつき	キャリブレーション方法例の提示
実施自治体の規模・事情	専門職種の確保が困難	民間サービスの活用
	専門職種の確保が困難	代替手段（唾液検査、画像による口腔内状態の可視化、歯肉チェックアプリの活用等）
	診査票の記載負担	ICT化（デジタルペン等）の例示
	受診率が低迷	行動変容につながる案内の工夫（ナッジ等）
読み手を意識した構成	マニュアルの目的や対象の記載	全体構成の見直し

歯周病検診票 (歯周病検診マニュアル2015)

歯周病検診票 (例)																																									
(太枠の中をご記入ください)					検査日 年 月 日 No.																																				
氏名	ふりがな	男	年	住	所																																				
[あてはまるところに○をつけ、()内には必要な事項を記入してください]																																									
○歯みがきは1日何回しますか a. 0回 b. 1回 c. 2回 d. 3回以上 b~dを選んだ方は、1回あたり何分みがきますか ()分					○たばこを吸ったことがありますか a. 現在吸っている ()本/日で()歳から()年間 b. 昔吸っていた ()本/日で()から()歳の()年間 c. 吸ったことがない																																				
○歯間ブラシまたはフロスを使っていますか a. 毎日 b. 週1回以上 c. 月1~3回 d. 使っていない					○全身の状態であてはまるものはどれですか a. 糖尿病 b. 関節リウマチ c. 狭心症・心筋梗塞・脳梗塞 e. 内蔵型肥満 d. 妊娠 f. その他()																																				
○過去1年間に歯科検診を受診しましたか a. はい b. いいえ					○() *自治体で歯・口腔に関して健康増進計画に具体的な目標としている項目がある場合などには、質問項目を補足する等して問診票を作成してもよい。																																				
○自分の歯や口の状態について気になることや聞きたいことを、自由に記載してください ()																																									
現在歯・喪失歯の状況 (喪失歯のうち、補綴処置の不要な歯には×を記入)																																									
右 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> <tr><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td></tr> </table> 左										8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																										
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																										
1. 健全歯数 (✓) 2. 未処置歯数 (○) 3. 処置歯数 (○) 4. 現在歯数 (1+2+3) 5. 要補綴歯数 (△) 6. 欠損補綴歯数 (⊙)																																									
歯肉の状況																																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>17または16</td> <td>11</td> <td>26または27</td> <td rowspan="2"> [歯肉出血BOP] 0: 健全 1: 出血あり 9: 除外歯 X: 該当歯なし </td> </tr> <tr> <td>BOP</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PD</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2"> [歯周ポケットPD] 0: 健全 1: 浅いポケット 2: 深いポケット 9: 除外歯 X: 該当歯なし </td> </tr> <tr> <td>BOP</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>PD</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>47または46</td> <td>31</td> <td>36または37</td> <td></td> </tr> </table>										17または16	11	26または27	[歯肉出血BOP] 0: 健全 1: 出血あり 9: 除外歯 X: 該当歯なし	BOP			PD			[歯周ポケットPD] 0: 健全 1: 浅いポケット 2: 深いポケット 9: 除外歯 X: 該当歯なし	BOP			PD				47または46	31	36または37											
17または16	11	26または27	[歯肉出血BOP] 0: 健全 1: 出血あり 9: 除外歯 X: 該当歯なし																																						
BOP																																									
PD			[歯周ポケットPD] 0: 健全 1: 浅いポケット 2: 深いポケット 9: 除外歯 X: 該当歯なし																																						
BOP																																									
PD																																									
47または46	31	36または37																																							
口腔清掃状態																																									
1. 良好 2. 普通 3. 不良																																									
その他の所見																																									
・歯列咬合 1. 所見なし 2. 所見あり ・顎関節 1. 所見なし 2. 所見あり ・粘膜 1. 所見なし 2. 所見あり ・その他																																									
判定区分																																									
1. 異常なし 2. 要指導 3. 要精密検査 ・CPI: 歯肉出血 0, かつ、歯周ポケット0 a. CPI: 歯肉出血1, かつ、歯周ポケット0 a. CPI: 歯周ポケット1 e. 生活習慣や基礎疾患等、更に詳しい検査や治療を要する ・CPI: 歯周ポケット0 c. 歯石の付着あり(軽度、中等度以上) b. CPI: 歯周ポケット2 f. その他の所見あり(更に詳しい検査や治療が必要な場合) ・生活習慣や基礎疾患、歯科医療機関等の受診状況等、指導を要する d. 未処置歯あり d. 要補綴歯あり																																									
指導内容・目標					検査者(医療機関)名 (医療機関コード:)																																				
[市町村への連絡事項(個別検診の場合)] 1 検査した医療機関にて指導予定 2 検査した医療機関にて治療・経過観察・定期検診予定 3 他医療機関(歯科)を紹介(紹介先:) 4 他医療機関(内科)を紹介(紹介先:)																																									
歯周疾患健診を受診し、結果の説明と保健指導を受けました。署名																																									

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」(平成23年公布・施行)に基づき、口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、ライフステージごとの特性を踏まえつつ、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策の展開が必要。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、「口腔の健康は全身の健康の関連性を更に検証し、エビデンスの国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診」等の文言が記載されている。
- 歯周病検診等の受診率が低く、歯科疾患実態調査では、歯周病のり患率の結果に改善が見られない等の指摘がある。

<現行の歯科健診体制>

	乳幼児	児童・生徒等	～74歳	75歳以上
歯科健診(根拠等)	<p>乳幼児歯科健診(母子保健法)</p> <p>市町村が実施。対象は1歳6ヶ月、3歳</p> <p>義務</p>	<p>学校歯科健診(学校保健安全法) 毎年実施</p> <p>学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校</p> <p>※保育所等の児童福祉施設は、児童福祉法に基づき、学校保健安全法に準じた健診を行う。</p> <p>義務(大学除く)</p>	<p>歯周疾患検診(健康増進法)</p> <p>市町村が実施(平成29年度市町村実施率 68.0%)。対象は、40、50、60、70歳。</p> <p>労働安全衛生法に基づく特殊健診(労働安全衛生法)</p> <p>※塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者は義務</p> <p>その他の歯科健診</p> <p>※国保・被用者保険が行う特定健診は義務(高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法)</p>	<p>後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診(高齢者の医療の確保に関する法律)</p> <p>・後期高齢者医療制度事業費補助金の補助メニュー ・後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル(平成30年10月策定)を参考に実施</p>

<事業概要>

- これまでの本事業において、主に成人期を対象とした標準的な歯科健康診査項目のとりまとめを実施
- 令和3年度は効率的・効果的な歯科健康診査の実施の観点から、以下の項目について検討
 - ・地域において「標準的な歯科健康診査票」を活用した歯科健康診査・歯科保健指導の標準化の実証
 - ・職域における効率的な歯科健康診査・歯科保健指導の検討 等



効果的・効率的な歯科健康診査・歯科保健指導を普及し、歯科疾患対策の強化し国民の健康に寄与

歯科健康診査票（案）（令和2年度歯科健康診査推進事業）

歯科健康診査票（案）
（厚生労働省「令和2年度 歯科健康診査推進事業」）

（受診者記入欄）

性別	1. 男性 2. 女性	年齢	歯 職業等	1. 会社員 2. 自営業者 3. 大学生 4. 無職 5. その他（ ）
----	-------------	----	-------	---------------------------------------

私は本事業の歯科健診プログラム内容・データ使用について同意します。
※同意していただける場合、口の中に✓チェックしてください。

以下のQ1～Q24の各質問について、「回答」欄のあてはまる番号に○をつけてください。
特に断りのない場合、○は1つだけつけてください。

質 問	回 答
1. 歯や口の中の状況等についてお伺いします。	
Q1 現在、ご自分の歯や口、あごの状態でご気になることはありますか。	1. ない 2. ある
【Q1で「2ある」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. かみ具合 2. 外観 3. 音響 4. 口臭 5. 歯の痛み 6. あごの痛み 7. その他（ ）
Q2 ご自分の歯は何本ありますか。（知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯を含みます。）	1. 20本以上 2. 19本以下 3. わからない
Q3 自分は歯周病だと思いますか。	1. 思わない 2. 思う
Q4 冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	1. しみない 2. 時々しみる 3. いつもしみる
Q5 歯をみがくと血がでますか。	1. でない 2. 時々でる 3. いつもでる
Q6 歯ぐきがはれてフヨヨしますか。	1. しない 2. 時々する 3. いつもする
Q7 半年前に比べて刷毛の歯が食べにくくなりましたか。	1. いいえ 2. はい
Q8 お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. いいえ 2. はい
Q9 口の湿きが気になりますか。	1. いいえ 2. はい
Q10 左右の両方の奥歯でしっかりかみしめられますか。	1. はい 2. いいえ
Q11 食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1. 何でもかんで食べることができる 2. 歯や歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3. ほとんどかめない
2. 日頃の生活習慣等についてお伺いします。	
Q12 歯科医院等で歯みがき指導を受けたことはありますか。	1. はい 2. いいえ
Q13 歯間ブラシまたはフロス（糸ようじ）を使っていますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q14 普段、職場や外先でも歯をみがきますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q15 夜、寝る前に歯をみがきますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q16 ゆっくりよくかんで食事をしますか。	1. 毎日 2. 時々 3. いいえ
Q17 たばこを吸っていますか。	1. 吸っていない 2. 吸っている
Q18 家族や周囲の人々は、ごろご歯の健康に関心がありますか。	1. はい 2. どちらともいえない 3. いいえ
3. 歯科の健診や治療の状況等についてお伺いします。	
Q19 最近（半年以内に）、歯科医院に行きましたか。	1. はい 2. いいえ
Q20 最近（半年以内に）、歯科医院で「歯ぐきの治療が必要で」と言われたことがありますか。	1. ない 2. ある
Q21 かりつけの歯科医院がありますか。	1. はい 2. いいえ
Q22 仕事等が忙しく休めず、なかなか歯科医院に行けないことがありますか。	1. ない（行ける） 2. ある（行けない）
Q23 年に1回以上は定期歯科健診を受けていますか。	1. はい 2. いいえ
4. その他	
Q24 現在、糖尿病、脳卒中、心臓病のいずれかの病気で治療を受けていますか。	1. 受けていない 2. 受けている
【Q24で「2受けている」とお答えになった方】 あてはまるものすべてに○をつけてください。	1. 糖尿病 2. 脳卒中 3. 心臓病

（診査者記入欄）

診査日：西暦（ ）年（ ）月（ ）日 診査所要時間：（ ）分
実施体制：①歯科医師（ ）人 ②歯科衛生士（ ）人 ③左記以外（ ）人

以下は診査時に診査者が記入してください。※回答欄は右の太枠です。

(I) 歯の状況

上顎（右）	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	上顎（左）
	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	
下顎																	下顎

【記入にあたり用いる符号】

健全歯 : /
未処置歯 : C (歯冠部のう蝕)
 : R (根面部のう蝕)
 : RC (根面部のう蝕+歯冠部のう蝕)
喪失歯 : Δ
(注) 先天性欠如または何らかの理由で歯を喪失したことが明らかであっても、歯列等の関係から補綴処置の必要性が認められないものは「X」を記入
処置歯 : O (充填歯、クラウン、ブリッジ支台)

歯の状況	歯数
① / : 健全歯	
② C, R, CR : 未処置歯	
③ うちOのみの未処置歯	
④ Δ : 喪失歯	
⑤ O : 処置歯	
⑥ DMF歯数 (②+④+⑤)	

(II) ① 補綴治療の必要がある欠損部位の有無
1. なし 2. あり (II)①

② 補綴治療の必要がある欠損部位における補綴物(全部床義歯、部分床義歯、ブリッジ、インプラント)の有無
1. あり 2. なし (II)②

(III) 歯肉の状況(永久歯列)
【対象】以下の6歯 ※前歯部の対象歯が欠損している場合は、反対側同名歯を検査対象とする。

①歯肉出血(BOP)	②歯周ポケット(IPD)	17または16	11	26または27	(III)①歯肉出血 最大コード
0 : 健全 1 : 出血あり 9 : 除外歯 X : 該当歯なし	0 : 4mm未満 1 : 4mm以上6mm未満 2 : 6mm以上 9 : 除外歯 X : 該当歯なし	BOP			
		PD			
		BOP			
		PD			
		47または46		31	36または37

(III)②歯周ポケット
最大コード

(III)③

③ 歯石の付着状況
1. なし 2. 軽度(点状)あり 3. 中等度(帯状)以上あり (III)③

(IV) 歯列・咬合の状況
1. 所見なし 2. 所見あり (IV)

(V) 顎関節
1. 所見なし 2. 所見あり (V)

(VI) 口腔粘膜
① 粘膜の色
1. 所見なし 2. 所見あり (VI)①
② 粘膜の形状
1. 所見なし 2. 所見あり (VI)②

(VII) 口腔衛生状態
1. 良好 2. 普通 3. 不良 (VII)

(VIII) 唾液検査
1. 陰性(-) 2. 陽性(+) 3. 実施せず (VIII)

歯科健康診査票（令和2年度歯科健康診査推進事業）の変更点（質問項目）

○ 質問項目数を6項目から24項目に増加

歯周病検診票（歯周病検診マニュアル2015）

歯周病検診票(例)				
(太枠の中をご記入ください)				検査日 年 月 日 No.
氏名	フリガナ	男女	年齢	住所
[あてはまるところに○をつけ、()内には必要な事項を記入してください]				
○歯みがきは1日何回しますか		○たばこを吸ったことがありますか		
a. 0回 b. 1回 c. 2回 d. 3回以上		a. 現在吸っている		
b~dを選んだ方は、1回あたり何分みがきますか		()本/日で()歳から()年間		
()分		b. 昔吸っていた		
○歯間ブラシまたはフロスを使っていますか		()本/日で()から()歳の()年間		
a. 毎日 b. 週1回以上 c. 月1~3回 d. 使っていない		c. 吸ったことがない		
○過去1年間に歯科検診を受診しましたか		○全身の状態であてはまるものはどれですか		
a. はい b. いいえ		a. 糖尿病 b. 関節リウマチ		
○()		c. 狭心症・心筋梗塞・脳梗塞 e. 内臓型肥満		
* 自治体で歯・口腔に関して健康増進計画に具体的な目標としている項目がある場合などには、質問項目を補足する等して問診票を作成してもよい。		d. 妊娠 f. その他()		
○自分の歯や口の状態について気になることや聞きたいことを、自由に記載してください				
()				



歯科健康診査票（令和2年度歯科健康診査推進事業）

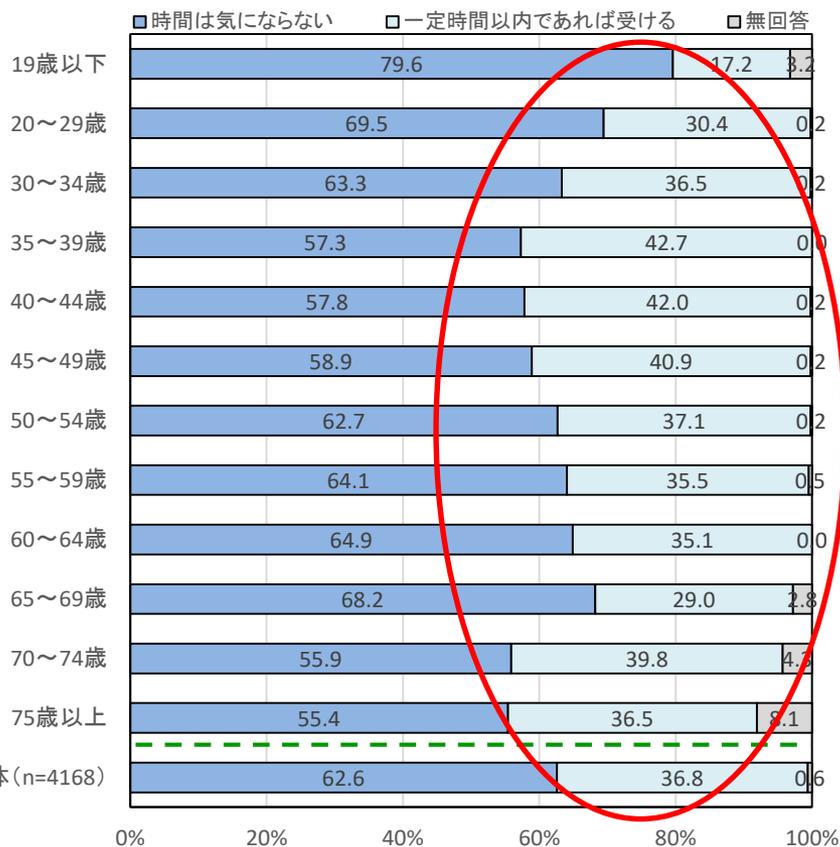
歯科健康診査票(案)				
(厚生労働省「令和2年度 歯科健康診査推進事業」)				
(受診者記入欄)				
性別	1. 男性 2. 女性	年齢	歳	職業等 1. 会社員 2. 自営業者 3. 大学生 4. 無職 5. その他()
<input type="checkbox"/> 私は本事業の歯科健診プログラム内容・データ使用について同意します。 ※同意していただける場合、口の中に✓チェックしてください。				
以下のQ1~Q24の各質問について、「回答」欄のあてはまる番号に○をつけてください。特に断りのない場合、○は1つだけつけてください。				
質問		回答		
1. 歯や口の中の状況等についてお伺いします。				
Q1	現在、ご自分の歯や口、あごの状態でご不安なことはありますか。	1. ない	2. ある	
【Q1で「2.ある」とお答えになった方】あてはまるものすべてに○をつけてください。		1. かみ具合	2. 外観	3. 発音
		4. 口臭	7. その他()	
Q2	ご自分の歯は何本ありますか。(親知らず、入れ歯、ブリッジ、インプラントは含みません。さし歯は含みます。)	1. 20本以上	2. 19本以下	3. わからない
Q3	自分は歯周病だと思いますか。	1. 思わない	2. 思う	
Q4	冷たいものや熱いものが歯にしみますか。	1. しみない	2. 時々しみる	3. いつもしみる
Q5	歯をみがくと血がでますか。	1. でない	2. 時々でる	3. いつもでる
Q6	歯ぐきがはれてゴヨブしますか。	1. しない	2. 時々する	3. いつもする
Q7	半年前に比べて歯の隙間が広がりましたか。	1. いいえ	2. はい	
Q8	お茶や汁物等でむせることがありますか。	1. いいえ	2. はい	
Q9	口の渇きが気になりますか。	1. いいえ	2. はい	
Q10	左右の両方の奥歯でしっかりかみしめられますか。	1. はい	2. いいえ	
Q11	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	1. 何でもかんで食べることができる 2. 歯ぐき、かみ合わせなど気になる部分があり、かみにくいことがある 3. ほとんどかめない		
2. 日頃の生活習慣等についてお伺いします。				
Q12	歯科医院等で歯みがき指導を受けたことはありますか。	1. はい	2. いいえ	
Q13	歯間ブラシまたはフロス(糸ようじ)を使っていますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q14	普段、歯磨きや外出先でも歯をみがきますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q15	夜、寝る前に歯をみがきますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q16	ゆっくりよくかんで食事をしますか。	1. 毎日	2. 時々	3. いいえ
Q17	たばこを吸っていますか。	1. 吸っていない	2. 吸っている	
Q18	家族や周囲の人々は、日ごろ歯の健康に関心がありますか。	1. はい	2. どちらともいえない 3. いいえ	
3. 歯科の健診や治療の状況等についてお伺いします。				
Q19	最近(半年以内)、歯科医院に行きましたか。	1. はい	2. いいえ	
Q20	最近(半年以内)、歯科医院で「歯ぐきの治療が必要だ」と言われたことがありますか。	1. ない	2. ある	
Q21	かかりつけの歯科医院がありますか。	1. はい	2. いいえ	
Q22	仕事等が忙しく休めず、なかなか歯科医院に行けないことがありますか。	1. ない(行ける)	2. ある(行けない)	
Q23	年に1回以上は定期歯科健診を受けていますか。	1. はい	2. いいえ	
4. その他				
Q24	現在、糖尿病、脳卒中、心臓病のいずれかの病気で治療を受けていますか。	1. 受けていない	2. 受けている	
【Q24で「2.受けている」とお答えになった方】あてはまるものすべてに○をつけてください。		1. 糖尿病	2. 脳卒中	3. 心臓病

Q13 : 内容が同じ、もしくは類似の質問項目

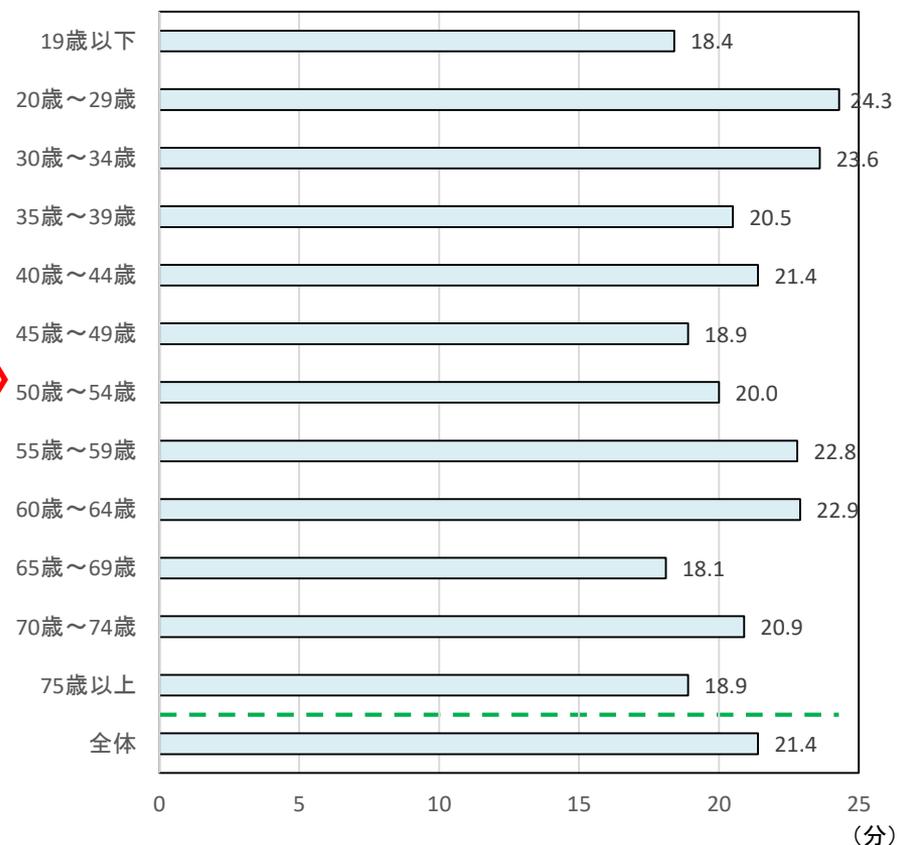
歯科健診の健診時間による受診意向

- 歯科健診の健診時間による受診意向をみると、全体では「時間は気にならない」が62.6%、「一定時間以内であれば受ける」が36.8%であった。
- 「一定時間以内であれば受ける」と回答した者の上限の健診時間は全体では平均21.4分であった。

歯科健診の健診時間による受診意向



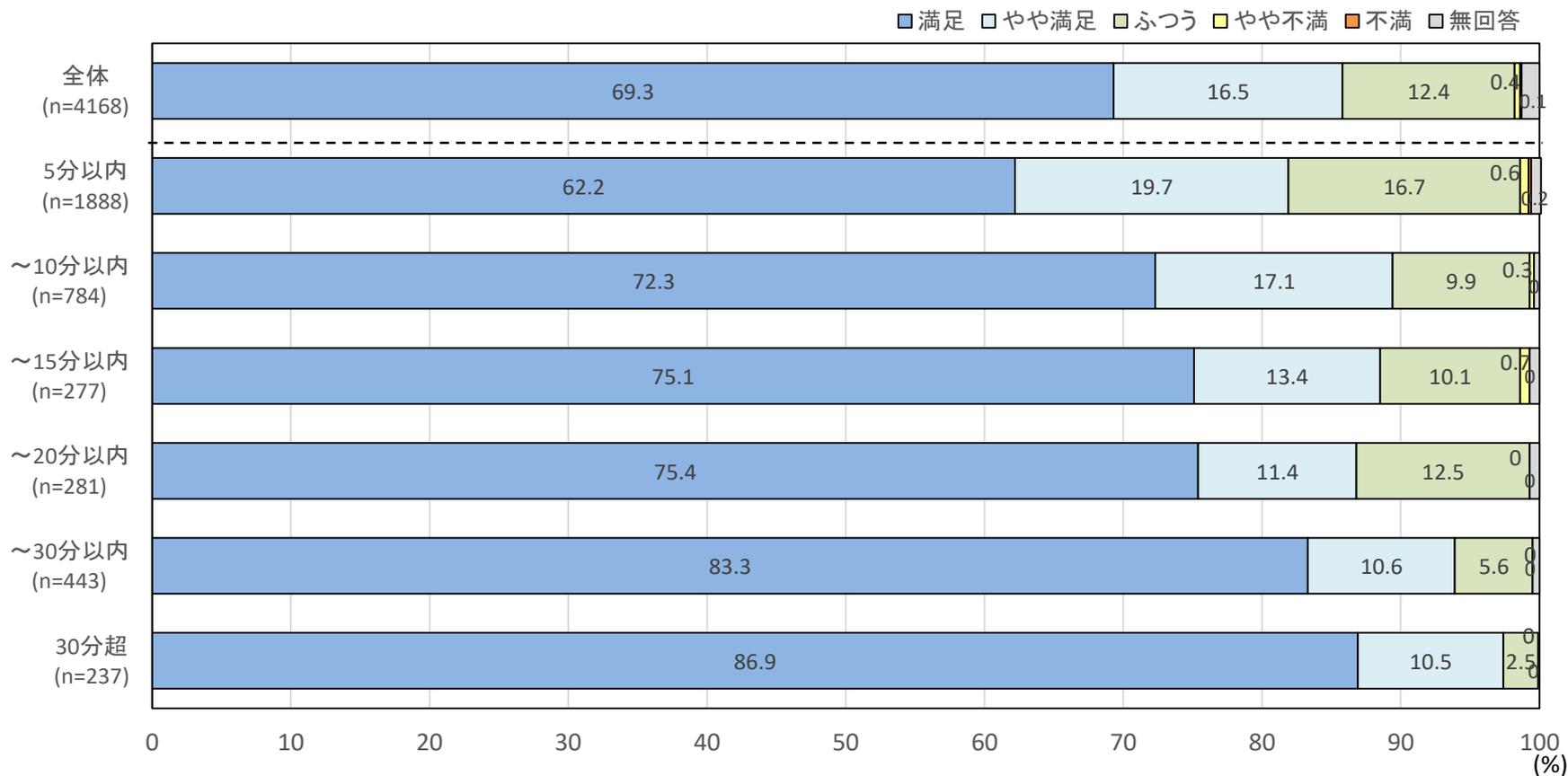
「一定時間以内であれば受ける」と回答した者のうち、健診時間の上限平均



歯科健診に要した時間別の満足度

- 歯科健診に要した時間別の歯科健診に対する満足度は、「満足」の割合が最も高いのは「30分超」で、86.9%であった。
- 一方、最も低いのは「5分以内」の62.2%で、時間が長いほど「満足」の割合が高い傾向であった。

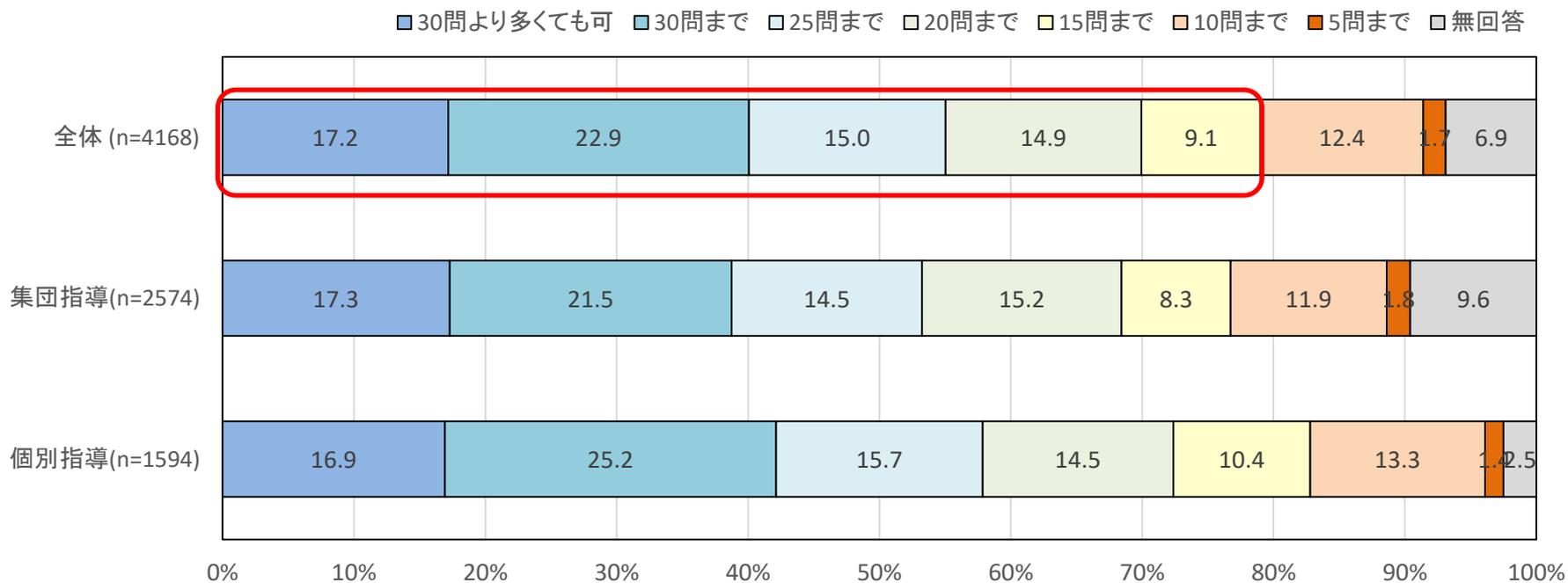
歯科健診に要した時間別満足度



負担を感じない歯科健診票の質問項目数

○ 歯科健診受診者が負担を感じない健診票の質問項目数は、15問までと回答した者が全体では79.1%であった。

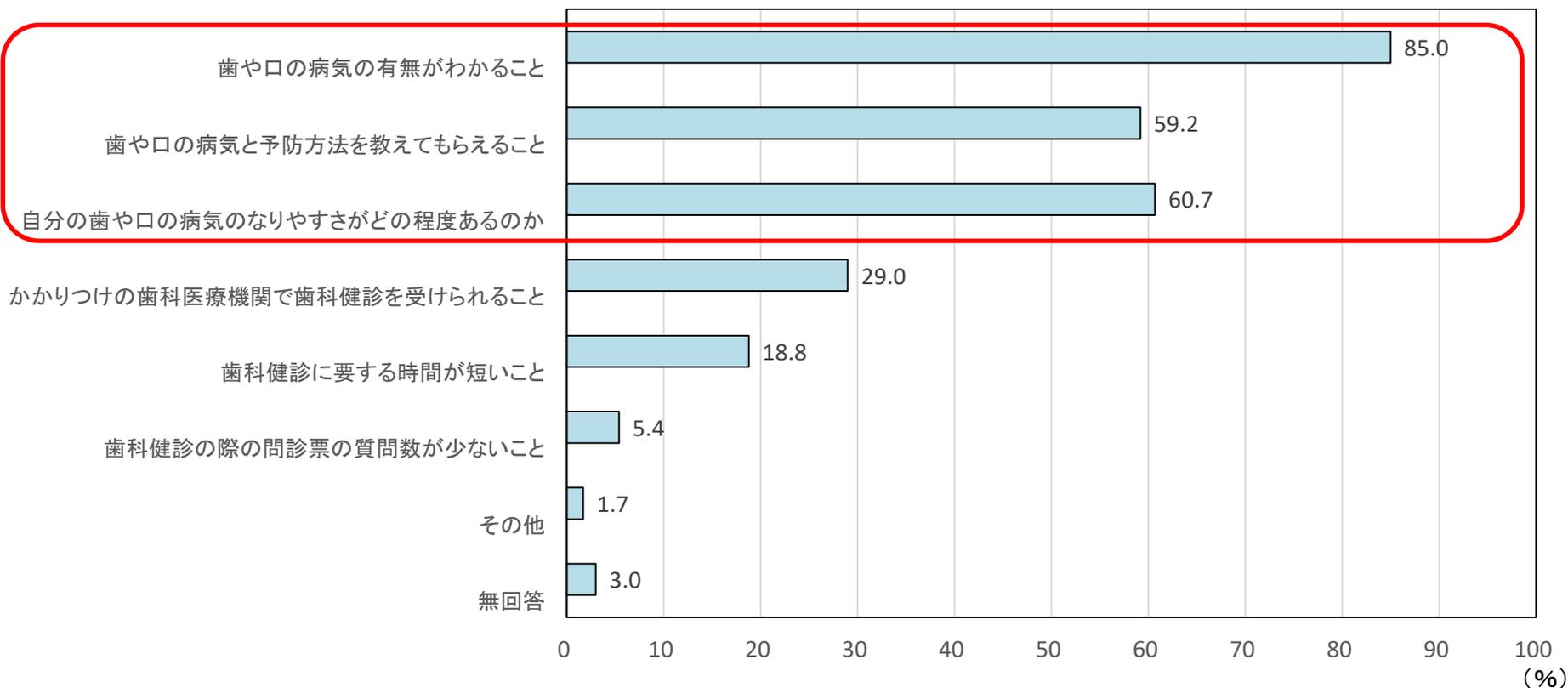
負担を感じない歯科健診票の質問項目数



歯科健診に満足するために必要なこと

- 歯科健診に満足するために必要なことは、回答率が高い順に、「歯や口の病気の有無がわかること」(85.0%)、「自分の歯や口の病気のなりやすさがどの程度あるのか」(60.7%)、「歯や口の病気の予防方法を教えてもらうこと」(59.2%)であった。
- 「歯科健診に要する時間が短いこと」、「歯科健診の際の問診票の質問数が少ないこと」は、それぞれ18.8%、一方で 5.4%であった。

歯科健診に満足するために必要なこと



現状及び課題

(歯周病等の歯科健診の現状について)

- 20歳代、30歳代前半では6割程度、30歳代後半以降は7割以上の者が歯肉に所見を有しており、55歳以上では歯周病が原因で歯を抜くに至ったケースが多くを占めている。
- 現行では、歯周疾患検診は健康増進法に基づき実施されているが、対象年齢は40、50、60、70歳と10歳間隔である。
- 歯周疾患検診を実施している市町村の割合は、平成30年は全体では72.6%であったが、都道府県別にみると、100%の県がある一方で50%以下の地域もあり、地域差が大きい。
- 都道府県別の歯周疾患検診の受診率(対象年齢の住民全体を対象者(「推計人口」から推計)として母数にした場合)は、一番高い県で13.7%、低い県では1%以下と地域差が大きい。
- 歯周疾患検診以外の16歳以上を対象とした市町村が行う歯科健診の実施率が21.2%であり、その内容は歯周疾患検診の対象年齢以外の者に対する歯科健診や妊婦健診などであった。

(歯周病等の歯科健診のあり方について)

- 歯周疾患検診で使用されている歯科健康診査票は自治体によって異なっていることから、共通の歯科健康診査票が必要である。令和2年度歯科健康診査推進事業において、口腔内診査と質問項目(24項目)からなる歯科健康診査票が取りまとめられた。
- 一方で、歯科健康診査の質問項目に関して、歯科健診受診者のアンケート調査では、受診者の8割が負担を感じない項目数としては15問以下という回答であった。

論 点

- ① 各地域における歯周病対策を推進する観点から、若年層を含め歯科健診(検診)や歯科保健指導の機会を増やしていくためにどのような方法が考えられるか。
- ② 歯周疾患検診の実施率及び受診率の向上や地域差の改善に向けてどのような取組が考えられるか。また、受診率の計算方法についてどのような方法が考えられるか。
- ③ 各地域の状況に応じた歯科口腔保健施策の立案を推進する観点から、歯科健診(検診)のデータを用いた地域分析、地域間比較等を行うために歯科健康診査票の適正な質問項目数・質問内容、口腔内診査項目等についてどのように考えるか。